第4期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第5回保育部会 合同会議

日時:令和元年9月2日(月)14:00~

場所:ワークピア横浜

議事次第

- 1 開会
- 2 議事<公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)及び次期「横 浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について
- 3 報告<公開案件>

【子ども・子育て会議】

(1) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) の質の確保・向上への取り組みについて

【児童福祉審議会】

- (2) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) の質の確保・向 トへの取り組みについて
- 4 議事<非公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (2) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
- (3) 幼稚園型認定こども園の認定について

【児童福祉審議会】

- (4) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (6) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
- (7) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について
- 5 その他
- 6 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料5 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)について
- 資料6 子ども子育て会議保育・教育部会(6月25日開催)の会議資料の訂正について
- 資料7-1 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について【概要版】
- 資料7-2 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について【全体版】
- 資料8 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) の質の確保・ 向上に向けた取組について

第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会 委員名簿

【敬称略 50 音順】

<第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

◎:部会長 ○:職務代理者

	所属 • 役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	〇石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	臨時委員
0	男女共同参画センター横浜相談センター長	村畑 田実丁	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

<第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

◎:部会長 ○:副部会長

	所属・ 役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	〇石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	 新堀 由美子	
	男女共同参画センター横浜相談センター長	利加 田天丁	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
	企画調整課長	谷口 千尋
	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 幼児教育・保育無償化担当課長	古石 正史
課長	保育·教育運営課 運営指導等担当課長	柿沼 千尋
林文	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育·教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	佐藤やよい
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	こども施設整備課長	白井 正和
	企画調整課 企画調整係長	三堀 浩平
	子育て支援課 子育て支援係長	前川 周
	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育·教育運営課 運営調整係長	大槻 彰良
	保育·教育運営課 運営指導係長	大熊 祐輔
	保育·教育運営課 指導等担当係長	古賀 公議
	保育·教育運営課 担当係長	野村昭子
	保育・教育人材課 担当係長	宮本 里香
	保育対策課 担当係長	木野内正己
係長	保育対策課 担当係長	佐藤 洋平
	保育対策課 担当係長	槙村 瑞光
	保育対策課 担当係長	吉田健太郎
	こども施設整備課 担当係長	宮野 太志
	こども施設整備課 整備等担当係長	花田 香織
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川博一
	こども施設整備課 整備等担当係長	手代森 悟
	こども施設整備課 整備等担当係長	金澤 敬
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡辺 貴士
	こども施設整備課 整備等担当係長	櫻井 寛大

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、 臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長 の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は 部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第 1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子 育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の 委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めると きは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の 提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号(局長決裁) 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

lim A Linds	and the trait of the
部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
保育·教育部	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
会	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員
	の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
	3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1
	項第2号関係)
	4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
	(条例第2条第1項第3号関係)
	5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第
	2条第1項第3号関係)
	8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する
	こと(条例第2条第1項第3号関係)
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、 次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1項第2号関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること(条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること(条例第2条第 1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること(条例第2条 第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園 2 歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、 第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは 「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」と あるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み 替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

(平成12年2月25日 ^{*} 条 例 第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。 横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、 平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:平成28年11月1日 こ企第298号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称		調査審議事項
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)
	2	その他、里親等に関すること。
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第6号関係)
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第7号関係)
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審
		査に関すること(第8項第8号関係)
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)
		における重大事故の検証に関すること(第8項第12号関係)
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の
		貸付先の審査に関すること(第8項第10号関係)
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)
	3	児童の一時保護に関すること。(第8項第3号関係)

	4 児童虐待等の調査に関すること(第8項第13号関係)
	5 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第14号関係)
	6 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第15号関係)
	7 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(第8項第9
	号関係)
	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及U
	第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること (児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第4条の規定に基づき、 里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

- 第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可な く撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部に おいて処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附 目

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

保育・教育に関する「確保方策」(案)について

量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

31 年4月の実績を発射台に、 しています。 就学前児童数(推計人口)について、31年4月確定値を反映しました。なお、量の見込みは 6年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出

ニーズ割合 全年齢

更新前									
			2 • 3号					1号	
量の見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度
뿌	77, 683	79, 882	82, 081	84, 280 86, 500 47, 336	86, 500	47, 336	44, 353	41,370	38, 387 35, 409
前年比	2, 199	2, 199	2, 199	2, 199	2, 220				
プラス分	2, 289	2, 289	2, 289	2, 289	2, 292				
マイナス分	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 72				

更新後 量の見込み 前年比 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度

N 確保方策について

(1)「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

保育 (2・3号) について

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

- 9 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。
- ·認可保育所(0歳、1-2歳、3-5歳)
- ・認定こども園 (0歳、1-2歳、3-5歳)
- 地域型保育事業(0歳、1-2歳)
- 横浜保育室(0歳、1-2歳、3-5歳)
- 私立幼稚園等預かり保育事業 (3-5歳)
- ・幼稚園2歳児受入れ推進事業(第二期計画より)(1-2歳)
- 企業主導型保育事業 (第二期計画より) (0歳、1-2歳、3-5 癜) **※**

※立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

- \subseteq 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。
- 源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた認可保育所、認定こども園、地域型保育事業 既存の保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存の保育・教育資 を整備します。
- ついては、年齢間での定員構成の見直しなどを行います。 保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分)に

資料 5

教育 (1号) について

第一期計画と同様、「確保方策」 7 「量の見込み」 を最終年度 (6年度) 17 致させます。

<u>N</u> 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案) アンクリ

<保育 (2・3号) >

- ①4か年で8,040人分の枠(0歳:1,085人、 を確保します。 - 2歳:2,653人、 ω Ω 歳:4,302人)
- ②認定こども園 (2・3号)・保育所・幼稚園 れ)・企業主導型保育事業は、7,574人分を確 保します。 (預かり保育 2号相当、 幼稚園2歳児受入
- ③低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室 の認可保育所等への移行により、466人分の枠拡大となります。

< 教育 (1号)

④全市で見ると「量の見込み」が減少傾向です。31年4月の確保方策の実績を起点とし 置・幼稚園で21,717人、確認を受けない幼稚園で13,297人を確保します。 神母士学の上半

※確保方策の内訳については、 予算編成等の過 程で変動の可能性があります。

<保育・教育に関する 「確保方策」 (案)・【全市・ 暫定版】>

										i
=		京 方 地域型保育・横浜保育室 発	確 確認を受けない幼稚園 保	認定こども園・保育所・幼稚園・ 企業主導型保育事業		事の言いな		全市		
	6.856	3) 826		6,030		6,856	0歳	3号		
	25.354	3,406		21,948		25,354	1-2歳	号	2年度	
77,591	45.381	198		45,183	77,591	45,381	1-2歳 3-5歳 3-5歳	2号	戸神	
40,034	40 624		25,938	22,696	10,010	45 546 4	3 -5 -5 	1号		
	_									
	7,131	865		6,266		7,131	0歳	ည		
	7,131 26,020	865 3,432		6,266 22,588		7,131 26,020	_	3号	3年	
79,607				22,588	79,607		_	3号 2号	3年度	
79,607	26,020 46,456	3,432	21,007		-	26,020	0歳 1-2歳 3-5歳 3-5歳		3年度	
	26,020 46,456	3,432	21,007	22,588	-	26,020 46,456	1-2歳 3-5歳 3-	2号 1号	3年度	
	26,020 46,456	3,432 153	21,007	22,588 46,303 24,223	-	26,020 46,456	1-2歳 3-5歳 3-5歳 0歳 1	2号		
	26,020 46,456 7,406	3,432 153 922	21,007	22,588 46,303 24,223 6,484	-	26,020 46,456 7,406	1-2歳 3-5歳 3-5歳	2号 1号	3年度 4年度	単位:/

	X	东方等	福命							
=	#	地域型保育•横浜保育室	確認を受けない幼稚園	認定こども園・保育所・幼稚園・ 企業主導型保育事業		里以光达的	豊の目3.2		全市	
	7,681	962		6,719			7,681	0歳	3号	
	7,681 27,352	3,572		23,780			27,352	1一2歳	号	5年度
83,639	48,606	88		48,518		83,639	48,606	1-2歳 3-5歳 3-5歳	2号	極
30,424	30 A33		15,442	22,980		37,021	109 20	3-5歳	1号	
(1)	7,941	31,030		$22,980^{2}$ 6,911	(7,941	0歳	3号	
	7,941 28,007	3,778		24,229			28,007	1-2歳	加	6年度
85,631	49,683	88		49,595		85,631	49,683	1-2歳 3-5歳 3-	2号	速
0,014	35.014	<u></u>	13,297	21,717		33,014	35014	3 -5 **	1号	

X	年齢	ニーズ 割合		給付認定区分	3	2 年 8号	2号	1号		3年度 3号 2号	1号		4年度 3号 2号 1号			2号 1号	3	6年 3号	2号	1号
	0歳	33.6%		年齢量の見込み	O歳 624	1 一2歳 2,381	3-5 4,074	3 −5歳 4,017	O⊯ 662	1-2 3-5 2,453 4,259	3 一5歳 3,798	O歳 700	1-2歳 3-5 3-5 2,525 4,444 3,4		1 - Z.R.	3-5歳 1,629 3,213	O歳 776	1-2歳 2.670	3-5 4,816	3-5歳 2.951
描	1-2歳	55. 5%	確	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	552	2,066		1,209	606	2,224 4,257	1,377	644	2,296 4,442 1,5	682		4,627 1,733	720	2,441	4,814	1,919
島区	3-5歳 (2号) (1号)	62. 0% 38. 0%	保方策	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	72	315	41	1,503	56	229 2	1,395	56	229 2	56	229	1,159	56	229	2	1,032
	0.45	22. 28/	策	計	624	2,381	4,074	2,712	662	2,453 4,259	2,772	700	2,525 4,444 2,8			1,629 2,892	776	2,670	4,816	2,951
神	0歳	33. 3% 56. 2%	Tribr	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	493 447	1890 1658	3229 3222	2673 680	515 469	1935 3316 1703 3309		537 491	1980 3403 24 1748 3396 6			3490 2324 3483 628	580 534	2070 1838	3578 3571	2183 610
神奈川区	3-5歳(2号) (1号)	62. 1% 37. 9%	保方	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	46	232	7	1,455	46	232 7	1,484	46	1,5	3 46	232	1,543	46	232	/	1,573
		37. 9/0	策	計	493	1890		2,135	515	1935 3316	2,147	537		_		3490 2,171	580	2070	3578	2,183
	O歳 1-2歳	33. 9% 58. 5%		量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	195 167	724 611	1,255 1,253	1,241 292	210 182	777 1,334 664 1,332	1,216 419	225 196	830 1,413 1,13 720 1,413 5	_		,492 1,029 1,492 694	253 224	934 824	1,570 1,570	934 843
西区	3-5歳(2号)	62. 7%	確保	確認を受けない幼稚園		/		541			439	\geq	3	10		214				91
	(1号)	37. 3%	方 策	地域型保育·横浜保育室 計	28 195	113 724	1,255	833	28 210	113 2 777 1,334	858	29 225	110 0 830 1,413 8	29	110 883	0 908	29 253	934	1,570	934
	0歳	33. 9%		量の見込み	241	939	1,535	1,766	257	963 1,651	1,691	273	987 1,767 1,5			,883 1,352	303	1,033	1,998	1,194
中区	1-2歳 3-5歳(2号)	54. 0% 62. 6%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	187	718	1,514	345 1,095	203	742 1,630	353 1,026	219	766 1,746 3		834	1,883 363	251	856	1,998	364 830
	(1号)	37. 4%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	54 241	221 939	21 1,535	1,440	54 257	221 21 963 1,651	1,379	54 273	221 21 987 1,767 1,3	52 8 289	177	0 1,883 1,257	52 303	177 1,033	1,998	1,194
	O歳	34. 9%		量の見込み	289	997	1,924	2,208	312	1,028 2,040	2,110	335	1,059 2,156 1,9	_		2,272 1,717	383	1,120	2,386	1,194
南区	1-2歳 3-5歳(2号)	47. 1% 60. 9%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	262	887	1,924	134 1,899	285	918 2,040	117	308	949 2,156 10		980	2,272 88	356	1,010	2,386	75 1,457
	(1号)	39. 1%	休方策	地域型保育・横浜保育室	27	110	0	1,000	27	110 0	1,731	27	110 0	27	110	0	27	110	0	1,407
	O歳	30. 7%		計量の見込み	289 352	997 1,296	1,924 2,515	2,033	312 354	1,028 2,040 1,296 2,490	1,908 1,975	335 356	1,059 2,156 1,76 1,296 2,465 1,8			2,272 1,658 2,440 1,731	383 360	1,120 1,295	2,386	1,532 1,636
港	1-2歳	53. 4%	確	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	330	1,158	2,510	1,542	332	1,158 2,485		334	1,158 2,460 1,5		1,185	2,440 1,548	339	1,184	2,413	1,471
港南区	3-5歳(2号) (1号)	59. 6% 40. 4%	保方	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	22	138	5	1,091	22	138 5	801	22	138 5	21	111	0 338	21	111	0	165
	O.#-	24 40	束	計	352	1,296	2,515	2,633	354	1,296 2,490	2,384	356	1,296 2,465 2,13	_		2,440 1,886	360	1,295	2,413	1,636
保	O歳 1-2歳	34. 4% 52. 2%	T#	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	352 317	1,278 1,177	2,388	2,141 517	384 333	1,346 2,423 1,213 2,423	2,086 454	416 349	1,414 2,458 2,0 1,249 2,458 3:	_		2,493 1,958 2,493 335	481 374	1,551 1,306	2,529 2,529	1,924 279
保土ケ谷区	3-5歳(2号) (1号)	56. 8% 43. 2%	確保方	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	35	101		2,712	51	133 0	2,449	67	165 0 2,1	83	197	1,916	107	245		1,645
Z	37		策	ät	352	1,278	2,388	3,229	384	1,346 2,423	2,903	416	1,414 2,458 2,5	7 448	1,482	2,493 2,251	481	1,551	2,529	1,924
	O歳 1-2歳	27. 2% 50. 8%		量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	370 319	1,425 1,227	2,668	2,842	372 326	1,446 2,682 1,264 2,682	2,787 2,522	374 326	1,467 2,696 2,5 1,275 2,696 2,5			2,710 2,385 2,710 2,461	379 331	1,511	2,726 2,726	2,204 2,204
旭区	3-5歳(2号)	55. 3%	確保力	確認を受けない幼稚園				1,357			871	_	4	i5		140				0
	(1号)	44. 7%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	51 370	198	2,668	3,789	46 372	182 0 1,446 2,682	3,393	48 374	192 0 1,467 2,696 2,99	45 17 376	169	2,710 2,601	48 379	1,511	2,726	2,204
	0歳	26. 5%		量の見込み	266	1,007	1,873	2,094	277	1,046 1,885	1,926	288	1,085 1,897 1,79	-		,909 1,702	308	1,161	1,921	1,617
磯子区	1-2歳 3-5歳 (2号)	48. 2% 54. 3%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	238	918	1,873	1,922	238	925 1,885	1,842	238	932 1,897	12 238	939	1,909 26	238	946	1,921	21 1,596
×	(1号)	45. 7%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	28 266	89 1,007	0 1,873	1,967	39 277	121 0 1,046 1,885	1,880	50 288	153 0 1,085 1,897 1,79	61	185 1,124	0 1,706	70 308	215 1,161	0	1,617
	O歳	26. 0%		量の見込み	308	1,007	2,131	2,160	299	1,056 2,151	2,067	290	1,068 2,171 1,8	_		2,191 1,710	270	1,090	1,921 2,210	1,562
金沢区	1-2歳 3-5歳(2号)	49. 2% 58. 6%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	304	990	2,131	1,206 1,217	295	1,002 2,151	1,312 896	286	1,014 2,171 1,3		1,026	2,191 1,400	266	1,036	2,210	1,381
区	(1号)	41. 4%	体 方 策	地域型保育·横浜保育室	4	54	0		4	54 0		4	54 0	4	54	0	4	54	0	/
	O歳	32. 2%		量の見込み	308 866	1,044 3,239	2,131 4,965	2,423 4,430	299 905	1,056 2,151 3,370 5,219	2,208 4,162	290 944	1,068 2,171 1,99 3,501 5,473 3,79	_		2,191 1,778 5,727 3,435	1,020	1,090 3,761	2,210 5,982	1,562 3,109
港	1-2歳	62. 2%	確	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	725	2,707	4,887	2,237	763	2,861 5,141	2,224	811	3,026 5,413 2,1		3,163	5,667 2,153	893	3,292	5,922	2,096
港北区	3-5歳(2号) (1号)	65. 8% 34. 2%	保方策	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	141	532	78	1,827	142	509 78	1,601	133	475 60	127	469	60	127	469	60	1,013
	0歳	30. 2%	ж	計 量の見込み	866 361	3,239 1,281	4,965 2.391	4,064 2,233	905 372	3,370 5,219 1,319 2,392	3,825 2,197	944 383	3,501 5,473 3,5 1,357 2,393 2,0	_		5,727 3,347 2,394 1,966	1,020 403	3,761 1,435	5,982 2,395	3,109 1,889
481	1-2歳	53. 3%	確	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,077		1,385	319	1,077 2,392		319				2,394 1,051	319	1,077	2,395	936
級区	3-5歳(2号) (1号)	55. 9% 44. 1%	保方	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	42	204	0	1,506	53	242 0	1,364	64	280 0	75	318	0 1,087	84	358	0	953
			策	ā†	361	1,281	2,391	2,891	372	1,319 2,392	2,640	383	1,357 2,393 2,3	19 394	1,395	2,394 2,138	403	1,435	2,395	1,889
_	O 歳 1-2歳	32. 9% 47. 7%	T-/-	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	543 462	1,984 1,676	3,650 3,641	4,139 3,499	579 498	2,026 3,757 1,718 3,748	3,932 4,475	615 534	2,068 3,864 3,66 1,760 3,855 4,03			3,971 3,373 3,962 3,593	686 602	2,150 1,837	4,079 4,070	3,154 3,154
業区	3-5歳(2号) (1号)	56. 4% 43. 6%	確保方	確認を受けない幼稚園	81	308	9	1,417	81	308 9	0	81	308 9	0 84	313	9 0	84	211	9	0
	(1-37	43.0%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	543	1,984	3,650	4,916	579	2,026 3,757	4,475	615	2,068 3,864 4,0			3,593	686	313 2,150	4,079	3,154
	O歳 1-2歳	29. 7% 47. 1%		量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	452 400	1,704 1,399	2,847 2.835	3,460 1,721	453 405	1,668 2,830 1,396 2,818	3,249 1.835	454 406	1,632 2,813 3,0 1,360 2,801 1,9			2,796 2,900 2,796 1,941	454 420	1,562 1,390	2,780 2,780	2,769 1,934
都筑区	3-5歳(2号)	50. 1%	確保力	確認を受けない幼稚園				2,256			1,840	\angle	1,4	i5		1,130				835
	(1号)	49. 9%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	52 452	305 1,704	12 2,847	3,977	48 453	272 12 1,668 2,830	3,675	48 454	272 12 1,632 2,813 3,3	34 '3 455	172 1,596	0 2,796 3,071	34 454	172 1,562	2,780	2,769
	0歳	29.5%		量の見込み	547	1,931	3,507	3,746	567	2,040 3,595	3,671	587	2,149 3,683 3,4	2 607	2,258	3,162	625	2,365	3,859	2,935
戸塚区	1-2歳 3-5歳(2号)	54. 1% 56. 8%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	483	1,737	3,507	953 2,527	483	1,796 3,595	1,069 2,275	483	1,855 3,683 1,1		1,914	3,771 1,263 1,809	483	1,973	3,859	1,341 1,594
K	(1号)	43. 2%	方策	地域型保育·横浜保育室 計	64 547	194 1.931	0 3.507	3,480	84 567	244 0 2,040 3,595	3,344	104 587	294 0 2,149 3,683 3,21	124 08 607	344 2.258	0 3,771 3,072	142 625	392 2,365	0 3,859	2,935
	0歳	33. 7%		量の見込み	168	586	1,133	1,393	183	602 1,141	1,354	198	618 1,149 1,2	213	634	,157 1,119	226	649	1,164	1,029
栄区	1-2歳 3-5歳(2号)	49. 2% 53. 1%	確保	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業 確認を受けない幼稚園	143	515	1,133	1,224 555	153	521 1,141	1,091 501	163	527 1,149 9		534	1,157 828	181	539	1,164	697 332
X	3-5威(2号) (1号)	46. 9%	保方策	地域型保育·横浜保育室	25	71	0		30	81 0		35	91 0	40	100	0	45	110	0	
	0歳	28. 3%		量の見込み	168 262	586 969	1,133 1,928	1,779 1,523	183 263	602 1,141 938 1,907	1,592 1,495	198 264	618 1,149 1,4 907 1,886 1,3	_		,157 1,218 1,865 1,317	226 268	649 845	1,164 1,844	1,029 1,261
鼻	1-2歳	44. 8%	確	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	235	880		1,707	236	849 1,907	1,731	237	818 1,886 1,5	0 238		1,865 1,425	241	756	1,844	1,261
泉区	3-5歳(2号) (1号)	59. 4% 40. 6%	保方策	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	27	89	0	213	27	89 0	24	27	89 0	27	89	0	27	89	0	0
	O.15	01.00	束	計	262	969	1,928	1,920	263	938 1,907	1,755	264				,865 1,425	268	845	1,844	1,261
浙	O歳 1-2歳	21. 9% 52. 9%	T.Ar	量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	167 140		1,368 1,351	1,437 1,568	167 140	711 1,384 557 1,367	1,426 1,684	167 140	743 1,400 1,3 567 1,383 1,70	_		1,416 1,228 1,406 1,450	166 139	805 594	1,433 1,423	1,131
海谷区	3-5歳(2号) (1号)	55. 9% 44. 1%	確保方	確認を受けない幼稚園 地域型保育・横浜保育室	27	132	17	845	27	154 17	408	27		27	193	10	27	211	10	0
		44. 170	方策	ā†	167	679	-	2,413	167	711 1,384	2,092	167	743 1,400 1,7			1,416 1,450	166	805	1,433	1,131
	O歳 1-2歳	31. 1% 52. 8%		量の見込み 認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,856 6,030	25,354 21,948	45,381 45,183	45,546 22,696	7,131 6,266	26,020 46,456 22,588 46,303	43,796 24,223	7,406 6,484	26,686 47,531 40,5 23,097 47,398 23,8		27,352 48 23,780 4		7,941 6,911	28,007 24,229	49,683 49,595	35,014 21,717
全市合計	3-5歳(2号)	58. 7%	確保	確認を受けない幼稚園	0,000			25,938			21,007	0,404	17,9			15,442	0,911			13,297
Ħ	(1号)	41.3%	方 策	地域型保育·横浜保育室 計	826 6,856	3,406 25,354	-	48,634	865 7,131	3,432 153 26.020 46.456	45,230	922 7,406		962 26 7,681	3,572 27.352 48	88 3,606 38,422	1,030 7,941	3,778 28,007	88 49.683	35,014
	1			HI.	5,500	20,004	. 5,501	10,004	7,101	20,020 70,430	70,200	7,400	20,000 17,001 41,0	.,,001	27,002 40	., 00,422	7,571	20,007	.5,500	50,014

子ども・子育て会議保育・教育部会(6月25日開催)の会議資料について

前回の会議資料について、「幼稚園での預かり保育」の 30 年度実績が確定したため数値の更新をするとともに、一部誤りがありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。(別紙 太字、下線部分)

- 1 幼稚園での預かり保育について、前回会議時点で未確定だった「県による一時預かり」の実績が確定したため、「点検・評価(案)」及び「量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方」に H30 実績の確定値を反映しました。 (あわせて、「量の見込み」及び「確保方策」についても数値を修正)
- 2 「点検・評価(案)」について、「H30 目標値」に誤りがあり、訂正しました。 合わせて進捗状況について訂正しました。

	訂正後
H30 目標値	1,537,653 人
H30 実績	1,538,978 人
進捗状況	В



訂正前
1,332,046 人
1,542,023 人
А

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(案)

【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>				T TE	直近の状況】			<30年度の振り返り	>				
No. 権 確保 事業·取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
5 1 ☆ 幼稚園での預かり保 育	(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,628,219人	1,537,653人	1,538,978人	<u>B</u>	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする 長時間の預かり保育については、30年度は新たに1園を認 定した。平成31年3月末時点では、市内の幼稚園、認定こど も園280園中、187園で実施している。 ・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズ に対応するため、71園で一時預かり保育を実施している。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年 3回開催し、延べ217名が参加した。	【預かり保育事業】 2,798,237千円 【一時預かり事業】 96,791千円		В	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないので、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・振替休日や夏休みでも幼稚園で預かってもらえるのはありがたい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・教員の確保が難しい。特に夏休みは利用者が増加するため、職員配置が難しい。無償化に伴いさらに、利用者が増加すると見込まれ困っている。 ・シフトをローテーションで組んでいるので預かり保育専任の職員配置が難しい。		子育て支援課

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

			次期計画(R2~R6年度)	現行計画(H27~R元年度)
坦	地域子ども・子	育て支援事業	「一時預かり事業、子	·育て援助活動支援事業」
		本市事業	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) く(ウ) ~(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ) ~(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日保育
		事業内容	○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者 の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業で す。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。 ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、 冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。 ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者 のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象として います。	○親と子のつどいの広場での一時預かり子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。 ○横浜子育てサポートシステム事業「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。 ○24時間型緊急一時保育病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。 ○休日の一時保育休日に仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等
		対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜	在家庭類型(下記「概要」参照)
		対象年齢		「概要」参照)
		方法		」を一部アレンジ ■国「手引き」による31年度の量の見込み
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	概要	【ステップ1: 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 「対象潜在家庭類型〕潜在タイプC'、D、E'、F 「対象年齢]3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間) ②2号認定による利用 〔対象潜在家庭類型〕潜在タイプA、B、C、E 「対象年齢]3歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間) 【ステップ2:その他の量の見込み】 〔対象潜在家庭類型]全て 「対象年齢〕0歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ー【ステップ1】①における量の見込み(人/年) ーニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ペピーシッター」 及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)	【ステップ1: 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 (①1号認定による利用 (対象潜在家庭類型)潜在タイプC'、D、E'、F 「対象年齢)3歳~5歳 「量の見込み・(人'年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間) (②2号認定による利用 (対象潜在家庭類型)閉在タイプA、B、C、E 「対象年齢]3歳~5歳 「量の見込み・(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間) 【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て 「対象年齢)0歳~5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「ステップ1)(のにおける量の見込み(人/年) ・ニステップ1)(のにおける量の見込み(人/年) ・ニステップ1)(のにおける量の見込みで「ペートーーン・選査における不定期事業利用状況の回答で「ペセーシッター」 及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間) ■「手引き」アレンジの内容 ア、計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国[手引き]により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。
		154冊 / 兴 / _ \	77 > 74 F	
	TEL / = . T -	指標(単位)	今回ニーズ調査において、事業別の利用意向を把握しており、その結果を元に、保育所との併用が想定されない「]者数(人/年) 「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。
	り 現行計画 	からの変更等の考え方 	「幼稚園1号」「幼稚園2号」「その他」の区分間での整理を行った。 今回新たに子育てサポートシステムの小学生調査を行い、その結果を「その他」の量の見込みに追加した。	

	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等	・既存施設も含めて確保方策を検討する。(既存で確保できない分を新規整備) : ・幼稚園預り保育については、既存幼稚園の預かり保育実施を推進していくことで確保する。
	に按分した数値を上乗せした数値とする。	・幼稚園預り保育以外については、「一時保育」や「乳幼児一時預かり」等により、確保方策の検討を行う。
	・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での	24 mm 13 0 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	事業実施により対応する。	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
		・全在園児を対象として、保護者が必要に応じて利用している状況であるため、既実施園における需要に
		は、現状で充足している状態と判断する。
	・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。	・新にな施設整備を作りものではないにめ、見込重の増への対応は、既美施園での受入級の増と木美施 施により対応する。
		・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、平成31年度までに市内全園の実施を目標として
	事業実施により対応する。	数分を計画年数で均等に按分した数値を各年度の箇所数に上乗せした数値とする。
		(イ) 幼稚園 (預かり保育・2号認定)
	・量の見込みへの対応については、H30年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増	
	(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。	に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。
	(ウ)保育所(一時保育)	・一方で、保育所と同等の保育時間を実施していることから、保育所入所の需要の一部を代替する役割もり、その潜在的な需要に対しては、既実施園での受入数の増と、新規認定園の増にて確保する。
	・実施している全園に対して新たに調査を行い、利用実態を把握することにより、区役所等での利用者への案内	り、この個任的な需要に対しては、処夫心園での文人数の指と、利が心に園の指にて確保する。
		(ウ) 保育所(一時保育)
	・待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育	
	が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。	ることを想定して積算。
確保方策(案)の考え方		・横浜保育室からの移行分も想定。
WE MAN SIGNAL STORY	(エ)横浜保育室(一時保育) - 既存の実施園の実績をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らしている。	(工)横浜保育室(一時保育)
	以行の美胞圏の美限をベースに、認可保育別への移行」とと他設の利用先近数を減らしている。 	・既存の実施園の実績(H25実績:116施設、17,058人)をベースに、認可保育所への移行予定施設の利料
	(オ)乳幼児一時預かり事業	らして積算。
	・定員規模の小さな実施も見込むことで、未実施区での新規実施を図る。	
	・既存施設からの距離要件などの緩和等により各区複数か所での実施を図り、年3か所程度の新規実施を見込	(オ) 乳幼児一時預かり事業
		・小規模保育事業に併設するなどして、未実施区を中心に確保する。
	・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。	(カ)親と子のつどいの広場での一時預かり
	(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり	・実施箇所数は、一時預かりに必要な広さとスタッフを確保できることを条件とし、広場実施箇所数の1/2
	・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、年1か所程	・実施箇所数×1か所・1か月当たりの平均利用者数(14.0人)×12か月
	度の新規実施を図る。	
		(キ) 子育てサポートシステム
	(キ) 子育てサポートシステム	・確保数:前年度の活動件数×104%(過去8年間の伸び率の平均4%)
	- ・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。	(ク) 24時間緊急一時預かり
	(ク)24時間緊急一時預かり	・実施箇所数×1か所当たり定員6人×365日×40%
	・ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。	大幅画//
		(ケ) 休日保育
	(ケ) 休日一時保育	・既存施設10か所の平成25年度実績×伸び率
	・ニーズの状況により、受入枠の拡大、新たな実施施設の確保に向けた取組を行う。	・平成31年度までに18区に1か所となるよう、順次整備。

次期	計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		幼稚園(1号)	ア	287,548	287,717	287,887	288.057	288,227
量の見込み(案)		幼稚園(2号)	1	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
		その他		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		幼稚園(1号)	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
		幼稚園(2号)	1	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
	全市		ゥ	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
7th /D -t- 6th / cto >			ェ	2,970	1,942	1,916	526	526
確保方策(案)		704	オ	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
		その他	カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
			+	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
			ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
			ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534
現行計	画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749
	実績	初惟图(15)		522,192	541,479	537,103	<u>567,606</u>	
量の見込み	計画値	幼稚園(2号)	1	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470
里の兄込の	実績	初作图(25)	7	702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値	その他		365,351	408,861	452,358	518,102	583,843
	実績			313,756	315,111	308,977	300,905	
	計画値	- 幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749
	実績			522,192	541,479	537,103	<u>567,606</u>	
	計画値		1	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470
	実績		*1	702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値		計	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843
	実績		пі	313,756	315,111	308,977	300,905	
	計画値		ゥ	207,567	251,717	292,248	342,880	408,189
	実績			157,590	152,962	148,419	135,799	
	計画値		н	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498
確保方策	実績			9,722	7,731	4,657	3,828	
HE IN /J X	計画値		オ	79,788	79,788	83,448	91,789	95,366
	実績	その他	"	82,914	87,304	85,150	88,124	
	計画値	C 47 16	カ	3,864	4,368	4,704	5,456	5,792
	実績			4,377	4,892	6,189	6,835	
	計画値		+	49,536	51,517	53,580	60,453	62,636
	実績		,	53,791	55,767	57,935	59,401	
	計画値		ク	2,628	2,628	3,504	3,684	3,863
	実績			1,257	1,680	1,320	1,280	
	計画値		ケ	3,309	3,516	3,713	5,344	5,499
	実績			4,105	4,775	5,307	5,638	

- (ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
- (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)
- <(ウ)~(ケ)その他>
- (ウ)保育所(一時保育)
- (工) 横浜保育室(一時保育)
- (オ) 乳幼児一時預かり事業
- (カ)親と子のつどいの広場での一時預かり
- (キ)横浜子育てサポートシステム
- (ク) 24時間型緊急一時預かり
- (ケ) 休日一時保育

	地域子ど	も・子育て支持	援事業		一時	預かり事業	、子育て援助	助活動支援	事業				
		本市事業			(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ) ~(ケ) その他 (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、 (オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、 (キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育								
	L	対象年齢				0~5歳							
		 旨標(単位)				 延べa	 划用者数(人						
		年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
		幼稚園(1号)	量の見込み 確保方策	ア	287,548 287,548	287,717 287,717	287,887 287,887	288,057 288,057	288,227 288,227				
		幼稚園(2号)	量の見込み 確保方策	1	1,306,372 1,306,372	1,333,674 1,333,674	1,360,976 1,360,976	1,388,278 1,388,278	1,415,580 1,415,580				
			量の見込む	み	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517				
	A	その他		計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517				
	全市			ゥ	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680				
				エ	2,970	1,942	1,916	526	526				
			確保方策	オ	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721				
				カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600				
				+	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898				
				ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558				
量				ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534				
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	<u>15,848</u>	<u>13,946</u>	<u>12,044</u>	<u>10,141</u>	8,238				
の 見 込			確保方策		<u>15,848</u>	<u>13,946</u>	<u>12,044</u>	<u>10,141</u>	8,238				
		幼稚園(2号)	量の見込み	1	41,668	48,882 48,882	56,096 56,096	63,310	70,524 70,524				
み			確保方策 量の見込み		41,668 32,042	34,148	36,254	63,310 38,360	40,467				
案			里の兄込み	計	32,042	34,148	36,254	38,360	40,467				
\sim	鶴見区			ゥ	12,246	15,067	16,934	18,583	18,988				
				」エ	963	9	9	10,000	10,000				
唯 。 。		その他		オ	14,568	14,568	14,568	14,568	16,032				
方			確保方策	, カ	170	170	170	398	398				
策				+	4,000	4,237	4,474	4,710	4,946				
(案)/確保方策(案				ク	0	0	0	0	0				
繁				ケ	95	97	99	100	102				
		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	<u>15,652</u>	<u>16,864</u>	<u>18,076</u>	<u>19,288</u>	20,500				
		初作图(「方)	確保方策		<u>15,652</u>	<u>16,864</u>	<u>18,076</u>	<u>19,288</u>	20,500				
		幼稚園(2号)	量の見込み	1	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400				
		-97 IL ELIA (E. 17)	確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400				
			量の見込み		20,102	23,559	27,016	30,472	33,928				
				計	20,102	23,559	27,016	30,472	33,928				
	神奈川区			ゥ	9,667	12,674	12,755	12,852	15,860				
		7 0 10		エー	18	18	18	0	0				
		その他	確保方策	オー	3,660	3,660	6,588	9,516	9,516				
				カ	170	170	170	170	170				
				+	5,849	6,284	6,718	7,152	7,586				
				ク 	685 53	699 54	712 55	726 56	739				
				ケ	53	54	55	56	57				

9,721 幼稚園(1号) ア 10,075 確保方策 8.659 9.013 9.367 50,014 量の見込み 38,576 41,436 44,295 47,154 幼稚園(2号) 1 50.014 確保方策 38.576 41.436 44.295 47.154 量の見込み 11,647 13,022 14,397 15,772 17,146 計 11.647 13,022 14.397 15.772 17,146 西区 ゥ 5,182 6,523 7,864 8,474 9,083 エ 0 0 0 0 0 その他 4.645 4.645 4.645 5.377 6.109 オ 確保方策 カ 103 103 103 103 103 1,687 + 1,721 1,755 1,788 1,821 ク 0 0 0 0 0 ケ 30 30 30 30 30 14.153 量の見込み 8.851 10,176 幼稚園(1号) ア 確保方策 8.851 11,501 12,827 14,153 10,176 70,685 量の見込み 52,650 57,159 61,668 66,177 幼稚園(2号) イ 70,685 確保方策 52,650 57,159 61,668 66,177 量の見込み 16,460 19,034 21,608 24,182 13,886 計 13,886 16,460 19,034 21,608 24,182 中区 ゥ 9,187 4,141 6,773 9,405 量 4,359 の ェ 2 2 2 2 2 見込み その他 オ 6,841 9,037 9,037 9,037 11,233 確保方策 力 297 297 297 297 297 + 2,575 2,735 2,895 3,055 3,215 ク 0 0 0 0 0 案 30 ケ 30 30 30 30 / 14,153 量の見込み 12,931 13,237 13,543 13,848 幼稚園(1号) ア 確 12,931 確保方策 13,543 13,848 14,153 **13,237** 保方策 量の見込み 48.283 54.940 61,597 68.255 74.913 幼稚園(2号) 1 確保方策 74,913 48,283 54,940 61,597 68,255 量の見込み 16,536 18,195 19,854 21,513 23,173 案 16,536 計 18.195 19.854 21.513 23.173 南区 ゥ 9,457 10,987 11,054 12,583 14,115 エ 0 0 0 0 0 その他 オ 4,385 4,385 5,849 5,849 5,849 確保方策 620 620 620 カ 620 620 2,380 + 2,252 2,507 1,998 2,125 ク 0 0 0 0 O ケ 79 82 76 78 81 量の見込み 幼稚園(1号) ア 確保方策 量の見込み 73,746 70,428 68,770 75,404 72,087 幼稚園(2号) 1 確保方策 75,404 73,746 72,087 70,428 68,770 量の見込み 12,891 12,891 12,891 12,892 12,892 12,891 12,892 計 12,891 12,891 12,892 港南区 ゥ 9,132 7,691 6,308 4,638 6,982 ェ 36 36 36 0 0 その他 オ 732 2,196 2,928 3,660 5,124 確保方策 カ 95 95 95 95 323 キ 2,246 2,210 2,175 2,140 2,105 ク 620 632 644 657 669 30 31 31 32 33

量の見込み

8.659

9.013

10,075

16,775 幼稚園(1号) ア 確保方策 18,248 16.775 15.302 13.829 66,700 70,006 76,618 量の見込み 63,394 73,312 幼稚園(2号) 1 確保方策 63.394 66.700 70.006 73.312 76.618 量の見込み 13,940 16,569 19,199 21,829 24,459 計 13.940 16,569 19,199 21,829 24.459 保土ケ谷区 ゥ 11,405 11,687 12,702 13,717 14,732 0 エ 0 0 0 0 その他 0 2.196 3.660 5.124 6.588 オ 確保方策 カ 1,307 1,307 1,307 1,307 1,307 + 1,198 1,349 1,500 1.651 1,802 ク 0 0 0 0 0 30 30 30 30 30 ケ 10,766 18,010 量の見込み 16,199 12,577 幼稚園(1号) ア 確保方策 18,010 16,199 14,388 10,766 12,577 量の見込み 111,800 107,989 104,178 100,367 96,555 幼稚園(2号) 確保方策 111,800 107,989 104,178 100,367 96,555 量の見込み 11,546 9,695 10,158 10,621 11,083 計 9,695 10,621 11,083 11,546 10,158 旭区 ゥ 6,001 量 4,642 4,959 5,276 5,683 の ェ 90 90 90 0 0 見込 2,196 その他 オ 2,196 2,196 2,196 2,196 確保方策 力 643 643 643 643 643 み + 2,094 2,240 2,386 2,531 2,676 ク 0 0 0 0 0 案 ケ 30 30 30 30 30 / 量の見込み 9,677 12,043 14,408 16,773 19,138 幼稚園(1号) ア 確 19,138 確保方策 9,677 12,043 14,408 <u>16,773</u> 保方策 量の見込み 46,292 45.185 44.079 42.973 41.867 幼稚園(2号) 1 確保方策 46,292 45,185 44,079 42,973 41,867 量の見込み 12,164 14,285 16,406 18,528 20,650 案 計 12,164 14.285 16.406 18.528 20.650 磯子区 ゥ 8,146 9,938 10,495 12,516 14,537 エ 0 0 0 0 0 その他 オ 1.464 1,464 2,928 2,928 2,928 確保方策 504 504 カ 276 504 504 + 2,449 2,248 2,349 2,550 2,651 ク 0 0 0 O 0 ケ 30 30 30 30 30 量の見込み 13,144 幼稚園(1号) ア 確保方策 15,067 13,144 量の見込み 74,235 76,157 77,118 73,274 75,196 幼稚園(2号) 1 確保方策 73,274 74,235 75,196 76,157 77,118 量の見込み 17,760 17,350 16,940 16,530 18,169 17,760 計 18,169 17,350 16,940 16,530 金沢区 9,727 9,278 6,180 2,801 ゥ 6,631 ェ 0 0 0 その他 オ 4,175 4,175 6,371 6,371 9,299 確保方策 カ 432 432 432 432 432 キ 3,805 3,845 3,886 3,927 3,968 ク 0 0 0 0 0 30 30 30 30 30

量の見込み

33,140 21,705 幼稚園(1号) ア 確保方策 21.705 24.564 30.282 33.140 73,235 83,902 量の見込み 62,567 67,901 78,568 幼稚園(2号) 1 確保方策 62.567 67.901 73.235 78.568 83.902 量の見込み 43,419 47,197 50,975 54,753 58,530 計 43,419 47,197 50.975 54.753 58.530 港北区 ゥ 12,875 13,671 15,126 15,198 17,152 103 103 103 エ 177 103 その他 15.309 17.505 18.969 21.765 22.629 オ 確保方策 カ 668 668 668 668 668 + 13,606 14,450 15,294 16,138 16,982 ク 0 0 50 150 0 ケ 784 800 815 831 846 12,115 量の見込み 11,012 幼稚園(1号) ア 確保方策 11,012 12,115 13,218 14.321 15.425 80,088 77,839 量の見込み 86,834 84,586 82,337 幼稚園(2号) 77,839 確保方策 86,834 84,586 80,088 82,337 量の見込み 12,567 11,745 13,389 12,978 12,156 計 13,389 12,978 12,567 12,156 11,745 緑区 ゥ 2,749 1,136 量 2,211 1,674 598 の ェ 10 10 10 10 10 見込み その他 才 4,253 4,253 4,253 4,253 4,253 確保方策 力 480 480 480 480 480 + 5,396 5,513 5,630 5,747 5,864 ク 0 0 0 0 0 案 ケ 501 511 520 530 540 / 31,865 量の見込み 37,029 34,447 29,283 26,701 幼稚園(1号) ア 確 29,283 37,029 確保方策 34,447 26,701 **31,865** 保方策 量の見込み 155,124 165.966 176.808 187,650 198,492 幼稚園(2号) 1 確保方策 155,124 165,966 176,808 187,650 198,492 量の見込み 33,460 33,315 33,170 33,025 32,881 案 計 33.460 33.315 33,170 33.025 32.881 青葉区 ゥ 10,685 10,730 10,772 10,815 10,859 エ 0 0 0 0 0 その他 オ 13.597 13,547 13,499 13,449 13,399 確保方策 595 595 カ 595 595 595 + 7,894 8,188 8,041 7,748 7,602 ク 0 0 0 O 0 395 ケ 418 402 410 426 量の見込み 幼稚園(1号) ア 25,916 確保方策 量の見込み 87,442 76,952 97,932 92,687 82,197 幼稚園(2号) 1 確保方策 97,932 92,687 87,442 82,197 76,952 量の見込み 24,674 20,658 18,650 26,682 22,666 24,674 計 26,682 22,666 20,658 18,650 都筑区 7,268 3,815 1,673 ゥ 9.409 5,154 ェ 828 828 802 その他 オ 12,274 12,324 12,374 12,424 12,474 確保方策 カ 601 601 601 601 601 キ 3,540 3,622 3,704 3,786 3,869 ク 0 0 0 0 0 30 31 31 32 33

量の見込み

24,119 量の見込み 幼稚園(1号) ア 確保方策 18.551 19.943 24.119 112,307 量の見込み 111,192 111,563 111,935 112,679 幼稚園(2号) 1 確保方策 111.192 111.563 111.935 112.307 112.679 量の見込み 20,413 20,755 21,097 21,438 21,779 計 20.413 20,755 21,097 21,438 21,779 戸塚区 ゥ 11,095 9,715 8,106 6,424 5,343 410 410 410 410 エ 410 その他 5.349 6.813 8.277 10.041 11,205 オ 確保方策 カ 167 167 395 395 395 + 3,257 3,513 3.769 4,025 4,281 ク 0 0 0 0 0 ケ 135 137 140 143 145 7,161 6,757 量の見込み 幼稚園(1号) ア 5,542 6,352 確保方策 5,947 6,757 7,161 40,564 量の見込み 46,000 44,641 43,282 41,923 幼稚園(2号) 確保方策 46,000 44,641 43,282 41,923 40,564 量の見込み 9,479 7,223 6,095 4,967 8,351 4,967 計 9,479 7,223 6,095 8,351 栄区 ゥ 1,325 251 量 4,546 3,473 2,399 の ェ 0 0 0 0 0 見込 その他 オ 3,684 3,684 3,684 3,684 3,684 確保方策 力 136 136 136 136 136 4 + 1,083 1,028 974 920 866 ク 0 0 0 0 0 案 30 ケ 30 30 30 30 量の見込み 7,229 6,579 5,929 5,279 4,630 幼稚園(1号) ア 確 確保方策 4,630 <u>6,579</u> **5,929** <u>5,279</u> 保 量の見込み 52,783 50.128 47.473 44.818 42,163 方 幼稚園(2号) 1 確保方策 52,783 50,128 47,473 44,818 42,163 策 17,470 量の見込み 13,870 15,070 16,270 18,669 案 13,870 計 15,070 16,270 17,470 18.669 泉区 ゥ 7,746 8,854 9,962 11,070 12,178 エ 0 0 0 0 0 その他 オ 3,987 3,987 3,987 3,987 3,987 確保方策 634 634 634 カ 634 634 + 1,657 1,749 1,473 1,565 1,840 ク 0 0 0 O 0 30 ケ 30 30 30 30 量の見込み 幼稚園(1号) ア 確保方策 13,762 量の見込み 71,565 68,305 65,045 61,785 58,525 幼稚園(2号) 1 確保方策 71,565 68,305 65,045 61,785 58,525 量の見込み 7,853 7,088 6,323 9,385 8,619 計 9,385 8,619 7,853 7,088 6,323 瀬谷区 ゥ 3,086 1,230 466 2,321 1,557 ェ 436 436 436 0 0 その他 オ 5,216 5,216 5,216 5,216 5,216 確保方策 カ 294 294 294 294 294 キ 323 322 320 318 317 ク 0 0 0 0 0 ケ 30 30 30 30 30

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画 素案(案)の概要

(保育・教育部会用)

1

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案) 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 趣旨・位置づけ 2. 計画の期間 3. 計画の対象 4. 本市における他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1. 人口や少子化の状況 2. 家庭の状況 3. 地域・社会の状況 4. 第1期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿 2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組

- 1. 施策分野・基本施策とその関係性 2. 施策体系図 3. 指標一覧
- 4. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 量の見込み、確保方策

1. 保育・教育に関する施設・事業 2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について

- 1. 計画の点検・評価 2. 様々な主体による計画の推進 3. 人材の確保・育成の推進
- 4. 情報発信や情報提供の推進

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置づけ

○ 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策 に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的 な支援を推進

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策(提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等)
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

3

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の期間

○ 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

3 計画の対象

○ 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭。 ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢 に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

4 本市における他計画との関係

○ 基本構想や中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進。

<関連する主なビジョン・計画>



5

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 人口や少子化の状況

(1)出生数、合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2017年時点で約2.8万人。
- 〇 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2017年時点で 1.32。全国の合計特殊出生率(2017年:1.43)と比較すると、低い水準で推移。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘。

2 家庭の状況

(1)世帯状況の変化

〇 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015年には約14.4万世帯(8.8%)となるなど、子どもがいる世帯が減少。約95%が核家族となるなど、三世代同居の減少、家族の規模が縮小。

(2)就労状況の変化

- 30~34歳の女性の労働力率は、平成7年には45.3%から平成27年には70.9%。20年間で約25ポイント上昇し、 M字型カーブの底は浅くなっている。
- ○「利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)」では、フルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり、平成30年度では40.0%。
- 現在未就労の母親について、就労したいと回答した割合は73.5%。希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が68.5%となっており、多様な働き方に対するニーズがある。

(3)子育ての不安感・負担感

- 二一ズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向。一方、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合は増加。
- 仕事や学校のある日は「家事・育児」に費やす時間が、男性より女性が約5倍多くなっているなど、女性の就労が増加する中にあって、男性の家事・育児時間に費やす時間は短くなっている。

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(1)地域のつながりの希薄化

- 〇「横浜市民意識調査」によると、比較的親密な付き合い方をしている人の割合は2018年には10%を下回る。 また、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっている。
- ニーズ調査では、比較的親密な付き合い方をしている人の方が子育ての満足度が高いという結果となっており、 安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっている。

(2)情報化社会の進展

- 内閣府の調査によると、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%。そのうち、スマートフォンを使っている割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%。インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%。
- インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害など様々な問題が指摘。

(3)国際化の状況と多文化共生

〇 外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向。2018年の出入国管理法の改正により外国人材の 更なる受入が推進される中、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

(4)困難を抱える子ども・青少年の状況

- O 成長の過程での不登校、いじめ、暴力、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態などの状況も見られ、また、子どもの貧困率の問題も指摘。
- 〇 困難を抱える子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、障害・疾病、 社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合ってる。また、親の抱える課題が一因となり、困難な状況が親から 子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆。

7

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ◆ 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、 未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代 につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。
- ◆ 子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながる だけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。
- ◆ 横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、 一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

「子ども・青少年にとって」 の視点での支援 全ての子ども・青少年の 支援

それぞれの成長段階に応じ、 育ちの連続性を大切にする 一貫した支援

子どもの内在する力を 引き出す支援 家庭の子育て力を高めるための支援

様々な担い手による 社会全体での支援 ~自助・共助・公助~

1 施策分野·基本施策

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

q

第4章 施策体系と事業・取組

2 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の 現状値	令和6年度 目標
	基本	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
	施策 1	2	園内研修リーダー育成研修を受講 した園の割合(累計)	20% (平成30年度)	52%
	基本	3	放課後児童育成事業人材育成研 修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%
		4	青少年関連施設・事業利用者及び 体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人
施策 分野 1		5	若者自立支援機関における自立に 向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人
	施策	6	寄り添い型生活支援事業の利用に より生活習慣に改善が見られた子 どもの人数(累計)	160人 (平成30年度)	1,830人
		7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月
	基本 施策 4	8	児童発達支援事業の利用者数 (地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人
		9	放課後等デイサービスの利用者数 (年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の 現状値	令和6年度 目標
	基本施策	10	妊娠届出者に対する面 接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
	旭來	11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
施策 分野 2	基本 施策 6	12	地域での子育て支援の 場を利用している親子の 割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
	基本 施策		支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)	2,300人
	7	14	ひとり親家庭等自立支援 事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人
	基本	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
施策	施策 8	16	里親等の新規委託児童 数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
分野 3	基本施策	17	よこはまグッドバランス賞 認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
	9	18	男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

3 施策体系図 基本施策 目標-方向性 目指す 基本的な視点 施策分野 (1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保 べき姿 基本施策1 (2)保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続 乳幼児期の保育・教育の充実と (3)保育・幼児教育の場の確保 学齢期までの切れ目のない支援 (4)保育・幼児教育を担う人材の確保 「子ども・青少 施策分野1 (5)多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実 年にとって」の 子ども・ 視点での支援 (1)より良い小学生の放課後の居場所づくり 基本施策2 青少年が (2)社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり 学齢期から青年期までの 様々な力を 子ども・青少年の育成施策の推進 (3)課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり 共に温かい社会をつくり出していくカをトザン自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸ーの分の良さやするとのようとも・青少年のままが、 育み、 健やかに (4)全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり 基本施策3 育つ環境を 全ての子ども・ (1)若者自立支援機関などによる支援の充実 つくる 若者の自立支援施策の充実 青少年の支援 (2)社会全体で見守る環境づくり (1)地域療育センターを中心とした支援の充実 (2)療育と教育の連携等による切れ目のない支援 基本施策4 (3)学齢障害児に対する支援の充実 それぞれの成 障害児への支援の充実 長段階に応じ、 (4)障害児施設の整備と在宅支援機能の強化 育ちの連続性 (5)医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実 を大切にする (6)障害への理解促進 一貫した支援 (1)妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実 く力を育むる 基本施策5 (2)安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実 生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実 (3)妊娠期からの切れ目のない支援の充実 子どもの (4)乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実 施策分野2 内在する力を せー ことができるまち「よこはませな生き方を切り拓く力、一人ひとりが、 引き出す支援 (1)妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実 誰もが 基本施策6 安心して (2)地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり 地域における子育て支援の充実 出産・ (3)地域における子育て支援の質の向上 子育てが (4)一時的に子どもを預けることができる機会の充実 できる環境 家庭の をつくる 基本施策7 (1)ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート 子育て力を ひとり親家庭の自立支援/ 高めるための (2)DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援 配偶者等からの暴力(DV)への 対応と未然防止 支援 (3)DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等 ま 施策分野3 (1)児童虐待対策の総合的な推進 基本施策8 様々な (2)児童虐待対応における支援策の充実 児童虐待防止対策と 社会全体で 担い手による 社会的養護体制の充実 (3)社会的養護体制の充実 子ども・ 社会全体での (4)児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保 青少年を 支援 基本施策9 育てる環境 ~自助·共助· (1)ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり をつくる ワーク・ライフ・バランスと 公助~ 子どもを大切にする (2)子どもを大切にする社会的な機運の醸成 地域づくりの推進 (3)安全・安心の地域づくり 11

基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切。
- 〇 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、平成29年度の「保育所保育指針」等の3つの指針・要領の改定(訂)の趣旨を踏まえ、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められる。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、家庭や地域とも共有し、共に育ちを支えていくことが重要。
- 認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上を進めることが重要。
- 保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められる。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められる。
- 〇 平成31年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりニーズは増加傾向。一方、地域によっては 定員割れが発生するなど、ニーズの変化に合わせた取組が必要。また、幼稚園の長時間の預かり保育や認定こども園の利用は増加。
- 緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約2割となっており、一時預かり施設の拡充が課題。
- 保育士の有効求人倍率は、全国の3.70倍に対して神奈川県は4.55倍(平成31年1月現在)と非常に高い傾向にある。
- 保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加。本市調査等から職場環境が勤務継続のポイントになっている。
- 医療的ケア児等を含め、特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整え、障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要。
- 85%以上の保育所等で児童へのアレルギー対応が必要になっており、個々の知識と技術を高めることが求められる。

目標・方向性

- (1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
- (2)保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- (3)保育・幼児教育の場の確保
- (4)保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

12

基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

指標		
	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20.3% (平成30年度)	52%

主な事業・取組

保育・幼児教育研修及び研究事業

横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進

園内研修・研究の推進

食育研修会の実施

保育・教育施設に対する巡回訪問

組織マネジメント等講習の実施

保育・教育施設等に対する運営指導の実施

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

保育・幼児教育の場の確保

延長保育事業

幼稚園での預かり保育

保育士宿舎借上支援事業

就職面接会及び保育所見学会事業

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援

保育所等での一時保育

休日保育(一時保育)

24時間型緊急一時保育

病児保育事業、病後児保育事業

乳幼児一時預かり

横浜子育てサポートシステム

保育・教育コンシェルジュ事業

障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備

食物アレルギーへの適切な理解の推進

第5章 量の見込み、確保方策

- 〇 子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て 支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対 応する確保量と実施時期)を定めることとなっている。
- - <参考>量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数 2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を 反映し算出。 (単位:人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
0~5歳	1•2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
0~5麻	3~5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6	~11歳	186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12	~17歳	193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
	合計	553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

14

第5章 量の見込み、確保方策

1 保育・教育に関する施設・事業

	年度	2年度				3年度				4年度			
	給付認定区分(※I) 年齢 量の見込み		3号		2号 1号		3号		1号	3号		2号	1号
			1-2歳	3-5崖	3-5歳	0歳	1-2章	3-5歳	3-5旗	0旋	1-2歳	3-5歳	3-5歳
			25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796	7,406	26,686	47,531	40,526
3	歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)	39	.0%			40.	.9%			42.	6%		
	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223	6,484	23,097	47,398	23,855
確保	確認を受けない幼稚園(※2)			/	25,938	/			21,007	/			17,971
方策	地域型保育·横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153		922	3,589	133	/
	8†	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230	7,406	26,686	47,531	41,826

	年度		5年	度	6年度				
給付認定区分(※1) 年齢 重の見込み		3	3号		1号	3号		2号	1号
		0章	1-2歳	3-5歳	3-5章	0億	1-2集	3-5集	3-5章
		7,681	27,352	48,606	37,621	7,941	28,007	49,683	35,014
3	歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)	44.2%				45.7%			
	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,719	23,780	48,518	22,980	6,911	24,229	49,595	21,717
確保	確認を受けない幼稚園(※2)				15,442	$\overline{}$			13,297
方策	地域型保育·横浜保育室	962	3,572	88		1,030	3,778	88	
	ät	7,681	27,352	48,606	38,422	7,941	28,007	49,683	35,014

do	de.	=-	-	1	^
-	*5	-	^	震!	

給付認定区分	年齡	ニーズ割合		
3号	0歳	31.15		
	1-2歳	52.8%		
2号	3-5歳	58.7%		

3-5歳	41.3
	3-5歳

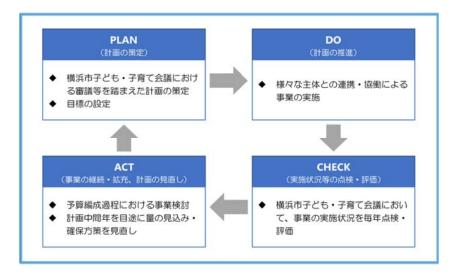
2 地域子ども・子育て支援事業

事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み 下段:確保方策				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援に	任育・初育コンハノコ	実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18
関する事業			18	18	18	18	18
時間外 保育事業 延長保育事業(夕延長)	矿	利用者数 (人/月)	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	姓氏体育事業(ク姓氏)		6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
一時預かり事業、 子育て援助 活動支援事業	ア 幼稚園(預かり保育・1号認定)	延べ利用者数 (人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
			287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
	イ 幼稚園(預かり保育・2号認定)	延べ利用者数 (人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
		延べ利用者数	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		(人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

第6章 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

- 横浜市子ども・子育て会議において、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保を推進
- 第2期計画の推進にあたっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施
- 実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表



17

第6章 計画の推進体制等について

2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられている。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を 重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを 市内全区で開催するなど広く意見を聞きながら検討。
- 〇 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の 課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、幅広く連携しながら計画を推進。

3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、専門職の確保が課題として指摘。また、複雑・多様化する 課題に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要。
- 少子高齢化や共働き家庭の増加などにより地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、地域における担い手の育成・確保も重要。
- 〇 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を推進。

4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という声がある。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題。
- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、新たな情報発信・提供の取組も行われている。
- 計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、 情報発信・提供の観点も踏まえながら検討。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

素案(案)

計画期間: 令和2(2020)年度~令和6(2024)年度

(保育・教育部会用抜粋)

目次

第1章	横浜市子ども・子育て支援事業計画について	1
1	計画の趣旨・位置付け	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	本市における他計画との関係	3
第2章	子ども・青少年や子育てを取り巻く状況	4
1	人口や少子化の状況	4
2	家庭の状況	6
3	地域・社会の状況	14
4	第 1 期計画の振り返り	19
第3章	本市の目指すべき姿と基本的な視点	25
1	目指すべき姿目指すべき姿	25
2	計画推進のための基本的な視点	26
第4章	施策体系と事業・取組	30
1	施策分野•基本施策	30
2	施策体系図	31
3	指標一覧	33
4	各基本施策における現状と課題及び今後の方向性	34
施策分	分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる	35
基	基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	35
基	基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	49
基	基本施策3 若者の自立支援施策の充実	57
1	基本施策4 障害児への支援の充実	64
施策分	分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる	71
基	基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	71
1	基本施策6 地域における子育て支援の充実	83
基	基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	91

未定稿

施策分	3野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる	.102
基	基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	.102
基	基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進	.111
第5章	量の見込み、確保方策	.118
1	保育・教育に関する施設・事業	.119
2	地域子ども・子育て支援事業	.125
第6章	計画の推進体制等について	.157
1	計画の点検・評価	.157
2	様々な主体による計画の推進	.158
3	子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進	
4	子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進	.158
第7章	参考資料	.160

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施 策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育 て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期まで の切れ目のない総合的な支援を推進します。

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方 策(提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等)
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

2 計画の期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については 39 歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する という基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全て の構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健 やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ 効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する という基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

く関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過>

平成 16 年度 次世代育成支援対策推進法成立

平成 24 年度 子ども・子育て支援法成立

平成 18 年度

行動計画「かがやけ横浜 こども青少年プラン」

平成 27 年度 | 子ども・子育て支援新制度施行

平成 27 年度

横浜市子ども・子育て支援事業計画 ~子ども、みんなが主役!よこはま わくわくプラン~

令和2年度

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画(本計画)

4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想(長期ビジョン)や横浜市中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

<関連する主なビジョン・計画>

横浜市基本構想(長期ビジョン) 【平成 18 年度~】

横浜市中期 4 か年計画 2018~2021 【平成 30~令和3年度】

横浜市ひとり親家庭自立支援計画 【平成30年度~令和4年度】

よこはま保健医療プラン 2018 【平成 30 年度~令和5年度】

第4次男女共同参画行動計画 【平成28年度~令和2年度】

横浜市子どもの貧困対策に関する計画 【平成28年度~令和2年度】

横浜市子ども・子育て支援事業計画

第3期横浜市障害者プラン 【平成27年度~令和2年度】

第2期健康横浜21計画 【平成25年度~令和4年度】

第2期横浜市食育推進計画 【平成28年度~令和2年度】

第4期横浜市地域福祉保健計画 【令和元年度~令和5年度】

第3期横浜市教育振興基本計画 【平成30年度~令和4年度】

横浜市住生活基本計画 【平成29年度~令和8年度】

横浜市自殺対策計画 【令和元年度~令和5年度】

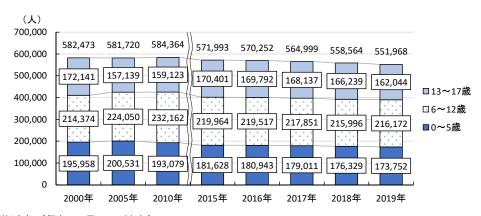
横浜市多文化共生まちづくり指針 【平成29年度~令和2年度】

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

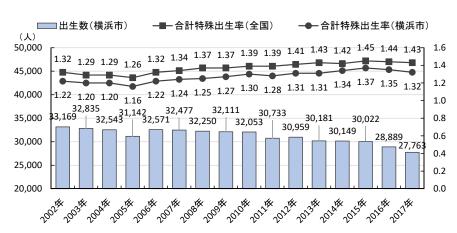
○ 本市の 18 歳未満の人口は、2019(平成 31)年時点で約 55 万人となっています。20 年前の 2000(平成 12)年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0~5歳人口の減少が約2万人と なっています。



図表 2-1 子ども(O~17歳)の人口推移

(出典) 横浜市(各年1月1日時点)

- 本市の出生数は減少傾向にあります。2016(平成 28)年には 3 万人を割り、2017(平成 29)年時点で約 2.8 万人となっています。2002(平成 14)年の約 3.3 万人と比較すると、15 年間で約 16%減少しています。
- 〇 本市の合計特殊出生率は 2005 (平成 17) 年以降上昇傾向に転じ、2015 (平成 27) 年には 1.37 となりましたが、その後低下し、2017 (平成 29) 年時点で 1.32 となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。



図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移

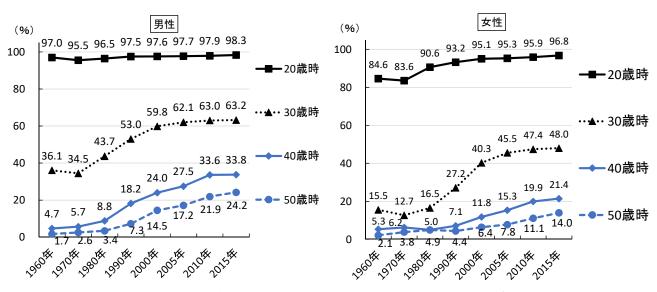
(出典) 厚生労働省人口動態統計

- 〇 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去 40 年間で3 歳程度上昇し、2017 (平成 29) 年時点で 夫30.5 歳、妻28.8 歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- 〇 また、本市の未婚割合は、男女とも、いずれの年齢時においても上昇傾向にあります。2015(平成27)年における40歳時での未婚割合は、男性33.8%、女性21.4%となっています。また、50歳時の未婚割合は男性24.2%、女性14.0%となっており、未婚化が進んでいます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども数の減少による、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘されています。

32歳 30.0 30.1 30.3 30.4 30.5 30.5 30.6 30.6 30.5 30歳 27.8 28.2 28歳 28.3 28.4 28.6 28.7 28.8 28.8 28.9 28.7 28.8 ━−夫(横浜市) 26歳 26.8 妻(横浜市) -25.2 ^{25.5} 24歳 22歳 20歳 2012 2012# 2013#

図表 2-3 平均初婚年齢の推移

(出典) 横浜市保健統計年報



図表 2-4 未婚割合(※)の推移

※各年齢時の未婚割合は、5歳階級ごとの未婚率の平均値によって算出されている。例えば、20歳時の未婚割合は、15~19歳未婚割合と、20~24歳未婚割合の平均値となっている。 (出典) 国勢調査

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

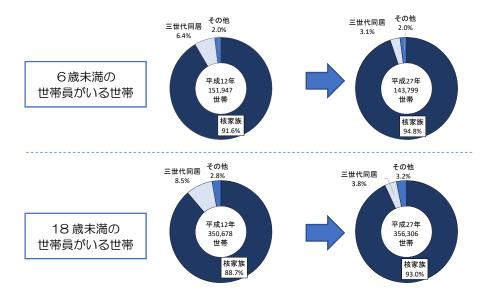
- 本市の総世帯数は、2000(平成 12)年の約 135万世帯から増加を続け、2015(平成 27)年時点で約 164万人となっています。一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満親族のいる世帯数は、2000(平成 12)年に 15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015(平成 27)年には約14.4万世帯(8.8%)となっています。
- 〇 また、三世代同居世帯の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。2015(平成 27) 年時点で、6歳未満の世帯員がいる世帯の約95%が核家族となっています。
- このような世帯状況の変化のなか、子どもの世話をしたことがないまま、育児を行うことになる人が 多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て 家庭の存在もあります。



図表 2-5 世帯数の推移

(出典) 国勢調査

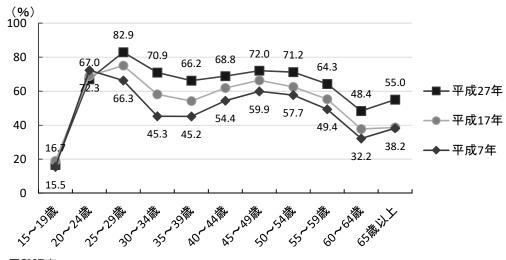
図表 2-6 子どものいる世帯の世帯類型の変化(核家族化)



(出典) 国勢調査

(2) 就労状況の変化(共働き家庭の増加)

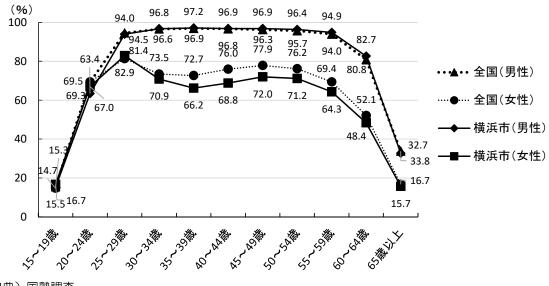
○ 本市の女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる 30 代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、その M 字型の底は過去 20 年間で浅くなっています。30~34歳の女性の労働力率は、平成 7(1995)年には 45.3%でしたが、平成 27(2015)年には 70.9%となっており、20 年間で約 25 ポイント上昇しています。



図表 2-7 本市の年齢別の女性の労働力率(推移)

(出典) 国勢調査

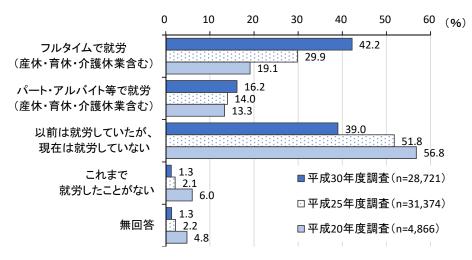
○ 平成 27(2015)年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35~39歳で6.5ポイント、40~44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。



図表 2-8 年齢別の労働力率 (男女比較と全国・本市比較)

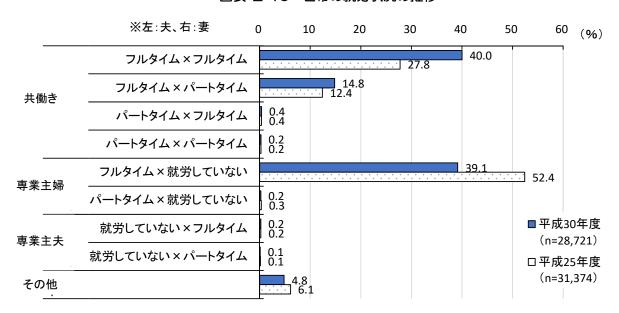
(出典)国勢調査

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(以下、「ニーズ調査」という)によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している母親の割合やパート・アルバイト等で就労している母親の割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親が減少傾向にあります。
- 〇 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり平成30(2018)年度のニーズ調査では、40.0%を占めています。一方で、専業主婦の世帯は減少傾向にあります。



図表 2-9 母親の就労状況の推移

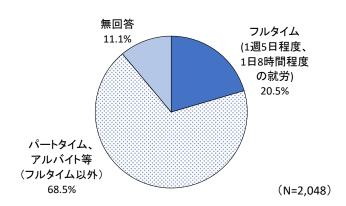
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)



図表 2-10 世帯の就労状況の推移

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

- また、現在未就労の母親については、「子育てや家事に専念したい(就労の予定はない)」と回答した 割合は19.0%、就労したいと回答した割合は73.5%となっています。
- 〇 現在未就労の母親が希望する就労形態は、「フルタイム(1 週 5 日程度、1 日 8 時間程度の就労)」が 20.5%、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が 68.5%となっており、フルタイム に限らず多様な働き方に対するニーズがあります。



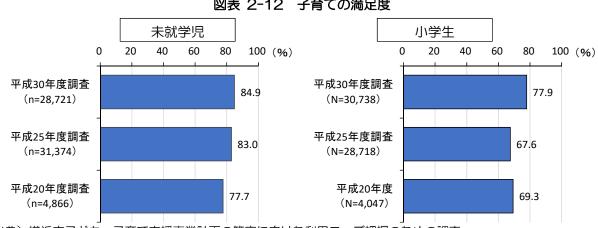
図表 2-11 現在未就労の母親が希望する就労形態

(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度、未就学児)

- 働き方改革が進められる中、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業の取組も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。
- 以上のように、フルタイムかパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様化な ど、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など 社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくこと が求められています。

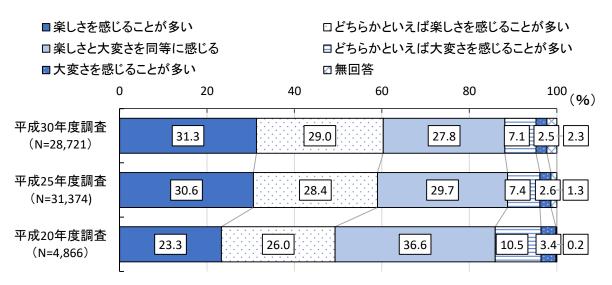
(3) 子育ての不安感・負担感

〇 ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去 10 年間で上昇傾向にあります。平成 30(2018)年 度調査では、未就学児のいる世帯では84.9%が、小学生のいる世帯では77.9%が、子どもを育てて いる現在の生活に満足していると回答しています。また、子育ての「楽しさを感じることが多い」と「ど ちらかといえば楽しさを感じることが多い」を合わせた人が増加傾向にあり、平成30(2018)年度 時点では約6割となっています。



図表 2-12 子育ての満足度

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査



図表 2-13 子育ての楽しさと大変さ

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

- 〇 一方、「大変さを感じることが多い」と「どちらかといえば大変さを感じることが多い」を合わせた 割合は、約1割となっています。さらに、同調査では、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」 において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合が増えてい ます。
- 加えて、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が9割程度であり、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困りごとも様々となっています。

■よくあった □時々あった □ほとんどなかった □なかった ■無回答 n 20 40 60 80 100 (%) 平成20年度調査(N=4,866) 15.5 35.8 33.5 14.0 1.2 平成25年度調査(N=31,374) 17.8 38.7 28.0 13.7 妊娠中 平成30年度調査(N=28,721) 19.5 38.6 26.4 13.1 2.5 平成20年度調査(N=4,866) 31.4 38.6 20.5 7.8 1.6 出産後、 平成25年度調査(N=31.374) 38.4 7.4 1.8 36.2 16.1 半年くらいの間 平成30年度調査(N=28,721) 38.6 37.5 7.2 2.4 平成20年度調査(N=4,866) 12.3 53.1 25.6 8.7 🛮 0.4 平成25年度調査(N=31,374) 10.2 1.8 12.8 48.1 27.1 現在 平成30年度調査(N=28,721) 27.0 13.7 46.3 10.4 2.5

図表 2-14 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと

(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)



図表 2-15 子育ての悩みや困りごと【上位 10 位、複数回答】

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)

○ 女性の就労により共働き家庭は増加していますが、男性の家事・育児時間に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。仕事や学校のある日は、「家事・育児」に費やす時間が、男性よりも女性が約5倍多くなっています。また、休みの日においても、男性よりも女性が約2倍多くなっています。これらを踏まえると、共働きの子育て世帯においても、母親に負担が多くかかっている状況が推察されます。

仕事や学校のある日 休みの日 □家事·育児 ■仕事·学校 □通勤·通学時間 □家事•育児 600 900 (分) 900 (分) 300 300 600 74 30代(n=181) 602 30代(n=175) 320 67 男 男 40代(n=238) 40代(n=217) 565 211 30代(n=165) 381 360 30代(n=162) 569 女 女 40代(n=221) 345 40代(n=210) 347 55 458

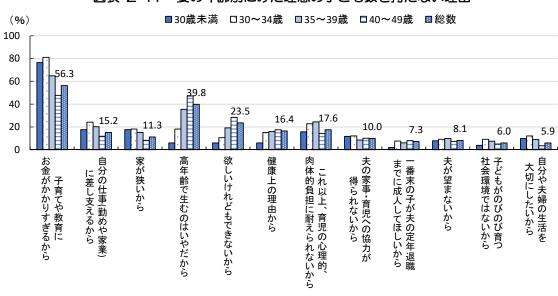
図表 2-16 生活の中で各活動に費やしている時間

(出典) 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)

○ 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる ような支援が求められています。

出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成27年度)によると、理想の子どもの数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合が39.8%、「欲しいけれどもできないから」と回答した人の割合が23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合が17.6%を占めています。経済的な障壁、高年齢出産、育児の身体的・心理的負担等により理想の子どもの数を持たない状況がうかがえます。

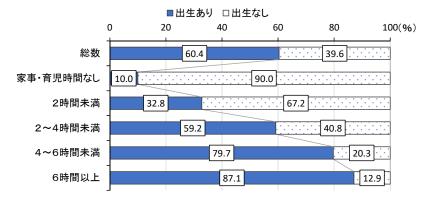


図表 2-17 妻の年齢別にみた理想の子ども数を持たない理由

※棒グラフ上の数値は総数にのみ掲載

(出典) 国立社会保障•人口問題研究所「第15回出生動向基本調查(夫婦調查)」(平成27年度)

また、構成労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(平成27年度)によると、夫の休日の家事・育児時間と、第2子以降の出生状況には正の関係性が見られます。



図表 2-18 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況

(出典) 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(平成27年度)

出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを出産・育児できるよう、経済的な支援の充実に加えて、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な観点から、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- 〇 「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は 1975 (昭和 50) 年には3割を超えていましたが、2018 (平成 30) 年には10%を下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっており、1980 (昭和 55) 年から23.2 ポイント増加しています。
- 平成 27 (2015) 年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人(「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計) は約6割となっています。また、平成 26 (2014) 年度の同調査では「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。
- 〇 本市では、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)数が増加傾向にあり、平成30(2018) 年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。その内「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割強となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしている人の方が子育て の満足度が高いという結果がでており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは 重要な視点となっています。

■満足している □どちらともいえない □満足していない □無回答 0 20 40 60 80 100 (%) 困ったとき相談したり、 85.8 4.5 0.9 助け合ったりする(n=4,377) 気のあった人と親しくしている(n=8,100) 83.6 0.9 10.7 4.8 たまに立ち話ぐらいはする(n=7,695) 79.4 13.2 | 6.9 0.5 会えばあいさつぐらいはする(n=9,360) 72.2 16.3 10.5 1.0 顔もよく知らない(n=589) 54.7 21.1 23.3 1.0

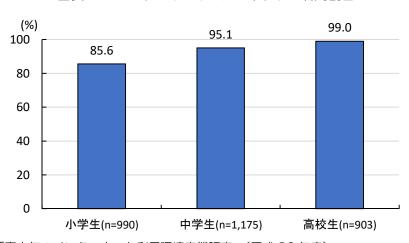
図表 2-19 近所の人との付き合い方別の子育ての満足度

(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度、小学生)

○ 地域のつながりづくりを進めていくためには、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点などをはじめ、自治会・町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組む NPO 法人などを含めた、多様な地域資源との連携が重要になります。

(2) 情報化社会の進展

〇 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30(2018)年度)によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%、高校生で99.0%と、年齢が上がるほどインターネットを利用している子ども・青少年の割合が多くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%となり、高校生では94.3%となっています。



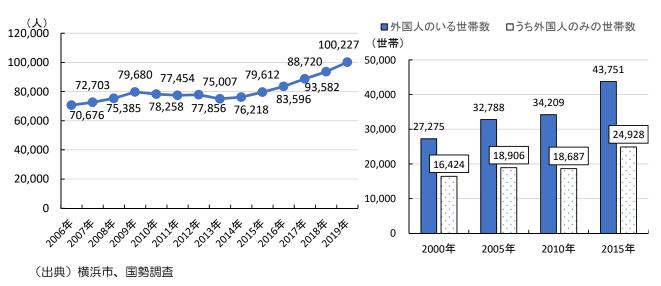
図表 2-20 子どものインターネットの利用割合

(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30年度)

- インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は 77.2%、中学生は 92.9%、高校生は 95.8%となっています。
- また、○○9歳の子どもを持つ保護者の回答によると、子どものインターネット利用割合は 56.9%であり、平均利用時間は 88分、1日に 2時間以上と回答した割合は、24.7%となっています。
- 子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められます。

(3) 国際化の状況と多文化共生

〇 本市における外国人人口は増加傾向にあり、2019 (平成31)年には10万人を超えました。また、2015 (平成27)年の国勢調査では外国人のみの世帯数は約2万5千世帯となっています。

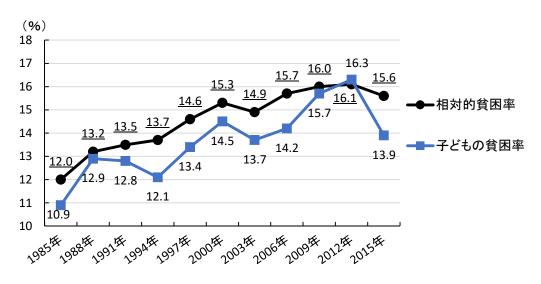


図表 2-21 外国人人口と世帯数

○ 平成 30 (2018) 年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入が推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。
- 近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る状況も見られます。
- こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合があります。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。
- 直接的な経済的困窮対策だけではなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つ という視点での支援が必要となるとともに、複合的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同 士が連携・情報共有しながら、切れ目のない重層的な支援を進めていくことが求められます。



図表 2-22 貧困率の推移

(出典) 厚生労働省

本市における子どもの貧困対策について

- 〇 国では、平成 26 (2014) 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成 26 (2014) 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目指しています。
- 本市では、国が策定した大綱を踏まえ、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、 家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったり すること等で貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開すること、また、支援 が確実に届く仕組みをつくることを目的として、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な 考え方などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成 28 (2016) 年度~令和 2 (2020) 年度」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

<横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要>

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

基本的な考え方児策展開にあたって

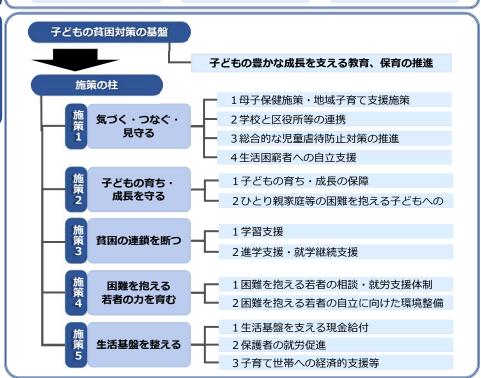
の

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

「育ち・成長」と 「教育の機会」を 保障する環境づくり 「切れ目のない支援」 が「届く」 仕組みづくり

人材育成の視点と 地域社会との つながりへの配慮

計画の体系



4 第1期計画の振り返り

第1期計画(平成27(2015)年度~令和元(2019)年度)の進捗状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30(2018)度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※ 第1期計画の毎年度の点検・評価結果(各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況)は、こども青少年局ホームページに掲載しています。

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

【これまでの主な取組】

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所等の整備などを進め、平成27(2015) 年度から 4 か年で 11,500 人を超える受入枠を拡大しました。平成 31 (2019) 年4月の保育所等 利用申請者数は過去最大の 69,708 人、待機児童数は 46 人となりました。
- 一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう、各区の状況に応じて保育・教育コンシェルジュの増員を図るなど、相談支援体制を充実させました。
- 経験年数7年以上の全ての保育等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士の宿舎借上げ経費の助成額・対象期間の拡充、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始など、保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取組を推進しました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目指し、職員に向けた各種研修の実施に加え、各園の園内研修・研究を 推進するため、園内研修リーダーの育成や、新設の保育所等を対象としたサポーターの派遣事業に取り 組みました。また、小学校への円滑な接続に向け、横浜版接続期カリキュラム改訂版を発行するととも に、接続期カリキュラムに基づく研修など、幼保小連携の促進に取り組みました。
- 〇 保育ニーズの多様化などに対応するため、幼稚園・保育所等での一時保育や休日保育、病児保育、24 時間型緊急一時保育事業などに取り組みました。

【今後の取組の方向性】

- 保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる保育・幼児教育の場の確保や保育・幼児教育を担う人材の確保を推進します。
- 病児保育事業の拡充など、多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や運営の改善など更なる充実に取り組みます。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

【これまでの主な取組】

- 留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、4か年で 184校の放課後キッズクラブを整備し、整備率を86%としました。また、4か年で73か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援することで基準適合率を72%としました。
- 青少年関連施設、野外活動センター等における体験活動の提供を行うとともに、プレイパーク活動の

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、 豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を 育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、 未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代に つながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながる だけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、 一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、 必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組 みます。

3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

子ども一人ひとりの成長段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 様々な担い手による社会全体での支援~自助・共助・公助~

「自助・共助・公助(※)」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

(※) 自助=自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

共助=地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

公助=個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

「子ども・子育て支援の意義」及び「児童福祉法の基本理念」について

子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 〇 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子ども や子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、 上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感 を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親と しての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を していくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い 育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

また、平成28(2016)年の児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され、改正法の中で次のように示されています。

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢 及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健や かに育成されるよう努めなければならない。
- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。

SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- O SDGs (エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals 2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。
- O SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を 統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と 169のターゲットが掲げられてい ます。
- 〇 横浜市中期4か年計画 2018~2021 において、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。
- O SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」 という考えは、横浜の未来を創る子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、横浜市子ども・ 子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- そのため、子ども・青少年施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、 関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を 目指します。

DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD





































本計画の基本施策とSDGsの関係(主に貢献する目標)

基本 施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期までの切れ目のない支援







基本 施策6

地域における子育て支援の充実





基本 施策2 学齢期から青年期までの子ど も・青少年の育成施策の推進





基本 施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

















基本 施策3

若者の自立支援施策の充実







基本 施策8 児童虐待防止対策と社会的養護 体制の充実









基本 施策4

障害児への支援の充実









基本 施策9 ワーク・ライフ・バランスと子ど もを大切にする地域づくりの推進



10 人や国の不平等 をなくそう









生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実









11 住み続けられる まちづくりを 田田



第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野•基本施策

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

施策分野1

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる (子ども・青少年への支援)

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

施策分野2

誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

施策分野3

社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

2 施策体系図 目指すべき姿 基本的な視点 施策分野 基本施策 基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期までの切れ目のない支援 「子ども・青少 年にとって」の 視点での支援 基本施策2 施策分野1 学齢期から青年期までの 子ども・青少年が 子ども・青少年の育成施策の推進 様々な力を育み、 共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま 健やかに育つ 自分の良さや可能性を発揮し、 基本施策3 全ての子ども・ 環境をつくる 青少年の支援 若者の自立支援施策の充実 未来を創る子ども 基本施策4 それぞれの成長 障害児への支援の充実 段階に応じ、 育ちの連続性を 大切にする一貫 豊かで幸せな生き方を切り拓(ひら)く力、 した支援 青少年の 基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実 人ひとりが、 施策分野2 子どもの 内在する力を 誰もが安心して 引き出す支援 出産・子育てが 基本施策6 できる環境を つくる 地域における子育て支援の充実 家庭の 基本施策7 子育て力を ひとり親家庭の自立支援/ 高めるための 配偶者等からの暴力(DV)への 支援 対応と未然防止 基本施策8 施策分野3 児童虐待防止対策と 様々な 社会全体で 社会的養護体制の充実 担い手による 子ども・青少年を 社会全体での 育てる環境を 支援 つくる 基本施策9 ~自助·共助· 公助~ ワーク・ライフ・バランスと 子どもを大切にする 地域づくりの推進

		目標・方向性		
Г	((1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保		
H		(2)保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続		
	((3) 保育・幼児教育の場の確保		
F		(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保		
<u> </u>		(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実		
Г	((1)より良い小学生の放課後の居場所づくり		
		(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり		
H		(3)課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり		
<u>L</u>		(4)全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり		
		(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実		
L		(2) 社会全体で見守る環境づくり		
г	((1) 地域療育センターを中心とした支援の充実		
⊢		(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援		
		(3)学齢障害児に対する支援の充実		
_		(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化		
-		(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実		
<u>L</u>		(6) 障害への理解促進		
г		(1)妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実		
		(2)安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実		
		(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実		
<u>L</u>		(4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実		
_		(1)妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実		
F		(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり		
		(3)地域における子育て支援の質の向上		
L		(4)一時的に子どもを預けることができる機会の充実		
_		(1)ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート		
		(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援		
L		(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等		
_		(1)児童虐待対策の総合的な推進		
		(2)児童虐待対応における支援策の充実		
_		(3) 社会的養護体制の充実		
L		(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保		
_		(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり		
		(2)子どもを大切にする社会的な機運の醸成		
L		(3) 安全・安心の地域づくり		
	(

3 指標一覧

施策	基本施策	指標番号	指標	直近の 現状値	令和6年度 目標	
/JEI		1	保育所等待機児童数	46人	0人	
	基本 施策 1	2	園内研修リーダー育成研修を受講した 園の割合(累計)	(平成31年4月) 20.3% (平成30年度)	52%	
		基本	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した 事業所の割合(累計)	76% (平成 30 年度)	100%
	施策2	議2 青少年関連施設・事業利用者及び 体験活動等の延べ参加者数(年)		676,360 人 (平成 30 年度)	692,323 人	
施策 分野1	基本	5	若者自立支援機関における自立に向けて 改善がみられた人数(年)	1,038 人 (平成 30 年度)	1,800人	
	施策3	6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活 習慣に改善が見られた子どもの人数(累計)	160人 (平成 30 年度)	1,830人	
	基本 施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月 (平成 30 年度)	2.6 か月	
		8	児童発達支援事業の利用者数 (地域療育センター含む)(年)	245,283 人 (平成 30 年度)	318,310人	
		9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894 人 (平成 30 年度)	1,080,000 人	
施策 分野2	基本	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成 30 年度)	98.7%	
	施策5	11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成 30 年度)	89.0%	
	基本 施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している 親子の割合	44.2% (平成 30 年度)	50% (令和5年度)	
	基本	13	支援により就労に至ったひとり親の数 (5か年)	460人 (平成 30 年度)	2,300人	
	施策7	施策7 14 ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971 人 (平成 30 年度)	6,000人	
施策 分野3	基本	15	虐待死の根絶	O 人 (平成 30 年度)	0人	
		16	里親等への新規委託児童数(5か年)	32件 (平成 30 年度)	170件	
	基本 施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数 (5か年)	139 事業所 (平成 30 年度)	825 事業所	
		18	男性の育児休業取得率	7.2% (平成 29 年度)	13%	

4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

ページの見方

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

②目標•方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

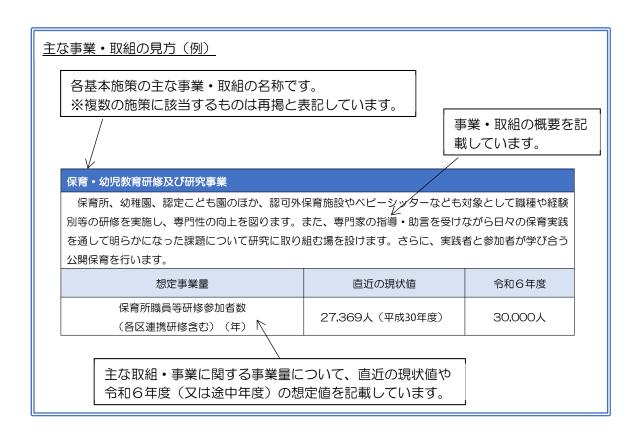
③指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- 施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できるもの
- ・施策の中で重要・象徴的な事業の実績を表すもの を設定しています。

④ 主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・ 事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。



施策分野1

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

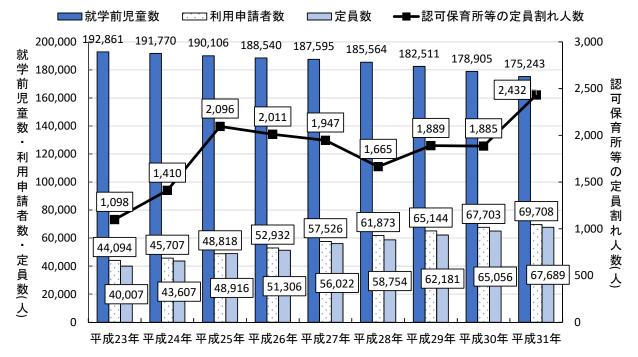
基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- (1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
 - 人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。
 - 国においては、平成 29 (2017) 年3月に乳幼児期の保育・教育の指針となる「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下、「3つの指針・要領」という。)を改定(訂)し、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園のすべてを、幼児教育を行う施設として位置付けました。また、3歳児以上のねらい及び保育内容について整合性を図ることや、小学校以降まで続く育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が共有化されました。
 - 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が3つの指針・要領の改定(訂)の趣旨を踏まえて、質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、全ての保育・幼児教育施設だけでなく家庭や地域とも共有することで、子どもが育つ全ての場が連携し、共に育ちを支えていくことが重要です。
 - 認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の 質の確保・向上に向けた取組を進めることが重要です。特に認可外の居宅訪問型保育事業については、 資格要件が定められるなど、制度の変更がなされているため、新たな制度に対応した質の確保・向上へ の取組を行うことが必要です。
 - また、子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められています。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
 - 小学校へ入学する際、新しい環境でも、児童が安心して自分の力を発揮できることが大切です。本市では、以前より就学前に培った力が小学校の生活や学びに生かせるように、スタートカリキュラムの実施に先駆的に取り組んできました。平成 29 (2017) 年の小学校学習指導要領の改訂では、スタートカリキュラムの実施が明確に位置付けられました。
 - 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえながら、長期的な視点で子どもの成長過程を見通し、 連続性・一貫性を保障することが求められています。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められる よう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

(3)「保育・教育」ニーズの増加と多様化

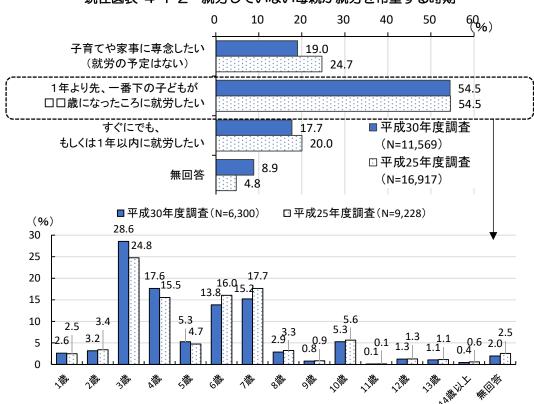
〇 本市では、就学前児童数は減少傾向にありますが、平成31(2019)年4月の保育所等利用申請者 は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となるなど、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴 い、保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。一方で、地域によっては、育児休業取 得者の増加や、就学前児童数の減少などにより定員割れが発生しており、ニーズの変化に合わせた取組 が必要です。



図表 4-1-1 就学前児童数・利用申請者数等の推移

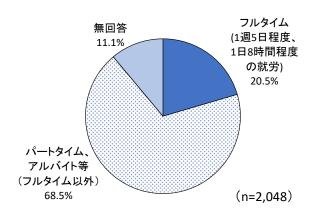
(出典) 横浜市

- 幼稚園の通常の時間帯の利用ニーズは低下していますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者のニーズは依然として高いため、幼稚園における長時間の預かり保育や、認定こども園の利用は増加しています。また、保育を必要とする2歳児を対象とした受入れも開始しています。
- 本市では、令和元(2019)年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されることを踏まえ、今後の利用希望などのニーズ調査を行った結果、保育ニーズ、教育ニーズについて、その傾向に大きな変化は見られませんでした。しかし、無償化実施後のニーズの推移については慎重に捉えていく必要があります。
- ニーズ調査では、現在就労していないが就労を希望している母親について、「一番下の子どもが3・ 4歳になったころに就労したい」と考えている割合も多く、希望する就労形態についても、「パートタ イム、アルバイト等」など比較的短時間で働きたいという方が多くいる傾向にあります。



現在図表 4-1-2 就労していない母親が就労を希望する時期

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)



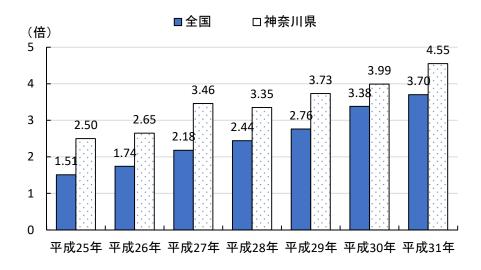
図表 4-1-3 未就労の母親が希望する就労形態

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度、未就学児)

○ 家庭で子育てをしていても、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト(休息、息抜き)など、 一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、緊急時に預けられる親族や知人がいない人が ニーズ調査では約2割となっています。現状、希望する日に予約が取りづらいとの声も多く、一時預か り施設の拡充が課題となっています。

(4) 保育、幼児教育を担う人材の確保

- 保育需要の高まりに対応した保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育士等の保育・ 幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。このため、就職面接会の実施、保育所等の利用調整 における保育士の子の優先的取扱いの開始、国及び市独自の処遇改善による給与の増加、宿舎借り上げ 支援等により、必要な保育士等の採用、定着に取り組んできました。
- 平成 31(2019)年の保育士の有効求人倍率は、全国平均の 3.70 倍に対して、神奈川県は 4.55 倍と非常に高い傾向にあり、今後も保育士の確保が困難な状況が続くと想定されます。
- 各種調査から、転職者の7割が市内保育所へ転職しているものの定着が課題となっている実態や、保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加していることが分かっています。また、保育士意識調査の結果や、保育士確保に関する助言を行う本市派遣コンサルタント等の声から、コミュニケーション不足による人間関係の悪化等が離職を招くなど、職場環境が勤務継続のポイントになっていることが認められます。これらのことから、長く働き続けられる職場環境を整えることが求められています。
- 保育実習をした園に就職する学生が一定数いるなど、実習での経験が進路選択に影響を与えていることから、実習時等の受入側の環境づくりが求められています。



図表 4-1-4 保育士の有効求人倍率

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」(各年1月現在)

(5) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアを日常的に必要とする子どもなど、個別的な配慮を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- 特に、医療的ケアを日常的に必要とする子どもについては、一人ひとり医療的ケアの内容や頻度が大

きく異なることへの配慮も必要になります。

- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、 保育・幼児教育施設、関係機関(療育センター・小学校等)が連携し、連続性・一貫性を持って支援を 継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども 園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的 養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。
- 入所児童数が増加していることにより、食物アレルギーのある子どもも増え、85%以上の保育所等でアレルギーへの対応が必要になっています。アレルギー対応は、全職員を含めた関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが基本です。そのため、施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが求められています。

目標・方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
 - 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、一人 ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思 いやる心を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
 - 市内全ての保育・教育施設を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施します。 また、全ての施設で職員が学び合い、質の向上やより良い職場環境をつくることができるよう、園内研修・研究を推進します。さらに、保育の振返りや子どもの育ちに関する改善が PDCA サイクルで行われるよう、自己評価、外部評価の取組を推進します。
 - 各施設や団体、行政が協力して横浜の保育・幼児教育の方向性や推進体制を検討し、保育・教育現場の実態に合わせた研修・研究の推進や、園・施設に出向く相談機能の充実、アドバイザーの育成などができる、保育・幼児教育センター(仮称)のあり方について検討を進めます。
 - 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・ 認可外にかかわらず、情報交換会や実地研修・研究会の開催等を通じて、保育資源間での情報・ノウハ ウの共有化を図ります。
 - 施設・法人の組織運営・管理に係る能力の向上に努めるとともに、園長経験者等が実地で助言等の支援を行います。
 - 質の維持・向上や施設の適正な運営のため、指導監査を適切に実施します。また、課題の多い施設に 対しては、関係部署が連携した指導を行うなど、きめ細かい対応を行います。
 - 居宅訪問型を含めた認可外保育施設に対する、立入調査などの指導監督基準に基づいた適切な指導に加え、指導状況等の情報を利用者に提供することによる、保育の質の確保・向上を図ります。
 - 保育所等での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めていくことにつなげます。また、地域の子育て家庭にも、子どもの食についての理解が深まるよう、相談や支援を行います。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
 - 幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、 幼保小連携推進地区等を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解し、 共有する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。
 - 〇 改定(訂)された3つの指針・要領等に基づき、接続期カリキュラム研究推進地区を中心に、園と小学校との協働による実践検証や、単元の研究開発を行います。さらに、モデルとなる接続期カリキュラムの成果を示す等、全市の取組へと活かしていきます。

(3) 保育・幼児教育の場の確保

- 引き続き、一人ひとりのニーズにしっかり寄り添いながら、待機児童対策を推進します。
- 3歳児から5歳児の幼児教育を担ってきた幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で、必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な 保育・幼児教育の場を確保します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 保育所等の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、事業者の 取組だけではなく、引き続き本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。
- 採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士、資格取得者に対し、本市保育施設への就職に つながる就職面接会等の取組や、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを継続します。
- 定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実、処遇の改善、宿舎借り上げ支援などを総合的に進めていきます。
- また、採用、定着に課題を抱える園への組織運営等に関する助言などのフォローについて、引き続き、 コンサルタント派遣等の支援を行います。

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

- 保護者の多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子 どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、一時預かりなど多様な保育・幼児教 育の場を確保します。
- 各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり 保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切な利用に結び付けます。
- 認可保育所の一時保育、乳幼児一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、多様な形態により提供されている一時預かり事業などについて、必要な際に利用ができるよう、丁寧な情報提供を行います。
- 障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、市立保育所や認可保育所、横浜保育室、幼稚園、 認定こども園等において、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、、保育者等の専門性の向上 を図ります。また、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの受入れを推進していきます。
- 各施設が食物アレルギーに関する最新の知識と技術を高められるよう、定期的に研修を開催します。 また、「横浜市の保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の周知を図り、園内での共通理解が 進むよう、食物アレルギーに関する園内研修の実施を推進します。

指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
保育所等待機児童数	46人(平成31年4月)	0人
園内研修リーダー育成研修を	20.3% (平成 30 年度)	539/
受講した園の割合(累計)	20.3/6(平成 30 年度)	52%

主な事業・取組

保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験 別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践 を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う 公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
保育所職員等研修参加者数	27.260 1 (亚成 20 年度)	30,000人
(各区連携研修含む)(年)	27,369 人(平成 30 年度)	30,000 /

横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進

本市として乳幼児期の保育・教育で大切にしたいことを示す「横浜こども指針(仮称)」の活用のため、 事例集を作成し、研修を開催します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
横浜こども指針(仮称)事例集掲載事例数	_	30 事例

園内研修・研究の推進

園内研修・研究を推進するため、中心となる人材を養成する園内研修リーダー育成研修に加え、施設長向け研修を実施します。また、新規開所施設等を対象に、園長経験者等を園内研修・研究サポーターとして派遣し、研修の手法の紹介や、園の状況にあった研修実施のための支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①施設長研修参加者数(累計)	_	240 園
②サポーター派遣園数(累計)	210 園(平成 30 年度)	642 園

食育研修会の実施

市立・民間の保育・教育施設等に勤務している栄養士や調理員が協力して、各園での実践やアイディアを生かした食育に関する研修会の企画・運営を行い、市内保育・教育施設等の食育への取組を推進します。

保育・教育施設に対する巡回訪問

園長経験者等が訪問し、現場での保育士の動きや活動内容を見ながら、事故防止のための取組や事故発生時の対応について確認し助言や指導を行う巡回訪問を実施します。施設等における保育中の重大事故等の防止や、保育の質の確保を目指します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
巡回施設率(累計)	18%(平成 30 年度)	100%

組織マネジメント等講習の実施

施設長や運営法人の管理責任者に対して施設経営や組織運営・管理等にかかる講習会を実施します。施設長や運営法人の管理責任者等がコンプライアンス意識を持ち、自ら施設経営等に関する課題に気づき改善できるようにします。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
受講施設数(年)	165 施設(平成 30 年度)	200 施設

保育・教育施設等に対する運営指導の実施

保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文書指導等による運営指導を実施し、児童の安全や保育・教育の質の確保・向上を図ります。

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業のほか、幼保小連携推進地区事業と接続期カリキュラム研究推進地区事業の取組を通して、子ども同士や職員同士の交流を促進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラム開発を行うなど、円滑な接続に向けた取組の一層の推進を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
接続期カリキュラム実施率	66.6%(平成 30 年度)	89.6%

保育・幼児教育の場の確保

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①利用定員(1号)	52,038 人(令和年度)	35,014人
②利用定員(2·3号)	75,575人(平成31年4月)	85,631 人

延長保育事業

多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
利用者数(夕延長)(月)	6,069 人(平成 30 年度)	8,310人

幼稚園での預かり保育

認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かりを実施します。さらに、就労等を理由に 定期的な長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育 を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①延べ利用者数(1号)(年)	287,210人(平成30年度)	288,227人
②延べ利用者数(2号)(年)	1,251,768 人(平成 30 年度)	1,415,580人

保育士宿舎借上支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舎を借り上げるための補助を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
助成戸数(年)	2,502 戸(平成 30 年度)	5,600戸

就職面接会及び保育所見学会事業

幼稚園教諭及び保育士の求職者が、事業者と相談・面接が行える就職面接会を開催します。また、市内 保育施設の魅力を伝えるために、保育士養成施設を対象とした保育所見学会を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
参加者数(年)	916人(平成30年度)	1,130人

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援

希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、 保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

施設長に対する組織マネジメント等講習などを通じて、安定的な組織運営への支援を行うことにより、 保育士の離職防止にもつなげていきます(「組織マネジメント等講習の実施」参照)。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
コンサルタント派遣件数(年)	24 施設(平成 30 年度)	30 施設	

保育所等での一時保育

保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュの ために、保育所、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業で一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
延べ利用者数(年)	139,627人(平成30年度)	159,206人	

休日保育(一時保育)

仕事の都合などにより日曜や祝日に家庭で保育ができない時に、保育所で一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
延べ利用者数(年)	2,230 人(平成 30 年度)	2,534 人	

24 時間型緊急一時保育

保護者の病気や仕事などで緊急に子どもを預けなければならなくなった時に、保育所で夜間・宿泊も含め 24 時間 365 日対応する、一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
延べ利用者数(年)	1,280 人(平成 30 年度)	1,558人	

病児保育事業、病後児保育事業

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と、病気回復期の児童を 預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
①病児保育実施か所数(累計)	22 か所(平成 30 年度)	29 か所	
②病後児保育実施か所数(累計)	4か所(平成 30 年度)	4か所	

乳幼児一時預かり

子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的に、生後 57 日~小学校入学前の子どもの、理由を問わない一時的な預かりを実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
延べ利用者数(年)	88,124人(平成30年度)	151,721 人	

横浜子育てサポートシステム

人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
延べ利用者数(年)	59,401 人(平成 30 年度)	74,898 人	

保育・教育コンシェルジュ事業

各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保 育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切に利用に結び付けます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
実施か所数(累計)	18 か所(平成 30 年度)	18か所	

障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、保育所や幼稚園(施設型給付対象園)、認定こども 園など 551 か所で約 1,540 人(平成 30 年4月時点)の子どもを受け入れています。引き続き、全園 を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促 進していきます。併せて、医療的なケアを日常的に必要とする子どもの特性や成長に合わせた支援につい て施設の理解を深め、受入れを推進していきます。

食物アレルギーへの適切な理解の推進

食物アレルギー児に適切な対応ができるよう、平成31(2019)年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」に沿った研修を実施します。また、エピペン®の使用方法について学べる機会を設けます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度	
食物アレルギー研修実施回数(年)	4回(平成30年度)	40	

本市における認定こども園の方向性

1 認定こども園とは

- 生きる力を培う乳幼児期における保育・教育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、 社会性の獲得にも大きな影響を与えると言われています。
- 認定こども園は、仮に保護者の就労状況が変わったとしても(2号認定(※)から1号認定に変更になった場合など)、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であるなど、保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場です。
- また、子育て支援の機能を有することで、在宅での子育て家庭への支援の充実も期待されています。

※1号認定:満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子ども

2号認定:満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子ども

3号認定:満3歳未満であって保育の必要性がある子ども

2 待機児童対策の視点

○ 保育・教育を一体的に提供する施設であることから、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。また、保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的です。

3 認定こども園の推進に関する基本方針

○ これらを踏まえ、本市では、第1期に引き続き、本市における保育・教育資源の柱の一つとして認定こども園を推進するとともに、最終型として3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

4 認定こども園を推進するための支援策

- 幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行にあたっては、希望する施設への移行に係る 個別相談等の支援を行います。
- また、移行する際に施設整備を伴う場合は、当該地域の保育・教育ニーズも踏まえたうえで施設整備補助を実施する等、施設整備に係る移行支援を進めます。
- 質の維持・向上のために、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示す「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して保育ができるよう支援を進めます。
- また、幼稚園及び保育所の経験等を活かしつつ、認定こども園としての保育・教育を実践することができるよう、利用形態が異なる子どもへの保育の観点などを中心とした支援を進めます。 幼稚園からの移行の場合には特に乳児期の保育の観点について支援を行います。

- 併せて、認定こども園においては子育て支援事業の実施が義務付けられていることを踏まえ、 実施すべき事業数を増やすことや子育て支援を実施するスペース(子育て相談や親子の居場所 等)を常設することなど、それぞれの地域の実情にあった事業を展開することができるよう支援 し、本市における子育て支援を充実します。
- 5 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について
 - 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
 - 移行にあたっては、周辺地域の保育・教育ニーズの状況を踏まえたうえで、2・3号認定の定 員を設定します。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域(全市)
想定する移行園数		34 園程度 (幼保連携型が 20 園、幼稚園型が 14 園程度を想定)
計画で 1号 O(移行に伴う1号枠の拡充は設定しない)		O (移行に伴う1号枠の拡充は設定しない)
定める数 (※)	2・3号	3号認定:360人、2号認定:850人

※ 計画で定める数

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、計画で定める数を記載することとされています。

- 6 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について
 - 〇 保育ニーズの増加が引き続き見込まれるため、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
 - 移行にあたっては、待機児童対策の観点から、申請者数や利用者数の状況など周辺地域の保育・教育ニーズを踏まえ、1号認定の定員を設定します。

	方向性	
移行対象の区域		全ての区域(全市)
想定する移行園数		比較的、保育ニーズの伸びが緩やかな地域において、年5園ずつ 程度を想定
計画で	1号	560人
定める数	2・3号	O (移行に伴う2・3号枠の拡充は設定しない)

第5章 量の見込み、確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て 支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応 する確保量と実施時期)を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成 30 (2018) 年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

〈参考〉量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015 (平成 27) 年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
	〇歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
0~5歳	1•2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3~5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6~	11歳	186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12~	17歳	193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合	i=====================================	553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

1 保育・教育に関する施設・事業

確保方策に関する施設・事業は以下のとおりです。

〇 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。また、在園児の長時間預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

〇 保育所

保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○ 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。

〇 地域型保育事業

施設(原則20人以上)より少人数で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。

〇 横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した、保育が必要な主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

〇 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育 事業です。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。(※確保方策 においては、立入調査結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。)

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

(単位:人)

	年度		24	腹		3年度			
	給付認定区分(※1)	3	号	2号	1号	3号		2号	1号
	年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
	量の見込み	6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳	3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		39.0%		40.9%				
-70	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
確保方策	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007
方策	地域型保育·横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

	年度		4年	度		5年度			
	給付認定区分(※1)	3	3号		2号 1号		号	2号	1号
	年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
	量の見込み	7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳:	3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		42.6%				2%		
	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
確保方策	確認を受けない幼稚園(※2)				17,971				15,442
方策	地域型保育•横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	ā†	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

	年度		6年	-度		
	給付認定区分(※1)	3	号	2号	1号	
	年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
	量の見込み	7,941	28,007	49,683	35,014	
3歳:	未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)	45	.7%			
	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717	
確保方策	確認を受けない幼稚園(※2)				13,297	
方策	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88		
	â†	7,941	28,007	49,683	35,014	

参考 ニーズ割合

給付認定区分	年齡	ニーズ割合
08	0歳	31.1%
3号	1-2歳	52.8%
2号	3-5歳	58.7%
	-	
1号	3-5歳	41.3%

※1「給付認定区分」

- 1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの
- 2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの
- 3号: 満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの
- ※2 「確認を受けない幼稚園」:私学助成により運営する幼稚園

(2) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

				年度		24	度		3年度			
区	年齢	ニーズ 割合		給付認定区分	3	_	2号	1号	3	号	2号	1号
				年齢	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0歳	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳
	O歳	33. 6%		量の見込み	624	2,381	4,074	4,017	662	2,453	4,259	3,798
鶴	1-2歳	55. 5%	T-fo	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	552	2,066	4,033	1,209	606	2,224	4,257	1,377
鶴見区	3-5歳(2号)	62. 0%	確保	確認を受けない幼稚園				1,503				1,395
_	(1号)	38. 0%	方 策	地域型保育·横浜保育室	72	315	41		56	229	2	
				計	624	2,381	4,074	2,712	662	2,453	4,259	2,772
	O歳	33. 3%		量の見込み	493	1,890	3,229	2,673	515	1,935	3,316	2,654
神	1-2歳	56. 2%	T-fo	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	447	1,658	3,222	680	469	1,703	3,309	663
神奈川	3-5歳(2号)	62. 1%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,455				1,484
区	(1号)	37. 9%	方 策	地域型保育・横浜保育室	46	232	7	\angle	46	232	7	
				計	493	1,890	3,229	2,135	515	1,935	3,316	2,147
	O歳	33. 9%		量の見込み	195	724	1,255	1,241	210	777	1,334	1,216
_	1-2歳	58. 5%	T-dn	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	167	611	1,253	292	182	664	1,332	419
西区	3-5歳(2号)	62. 7%	確 保	確認を受けない幼稚園				541				439
	(1号)	37. 3%	方 策	地域型保育·横浜保育室	28	113	2		28	113	2	
				計	195	724	1,255	833	210	777	1,334	858
	O歳	33. 9%		量の見込み	241	939	1,535	1,766	257	963	1,651	1,691
	1-2歳	54. 0%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	187	718	1,514	345	203	742	1,630	353
中区	3-5歳(2号)	62. 6%	確 保·	確認を受けない幼稚園				1,095				1,026
	(1号)	37. 4%	方 策	地域型保育·横浜保育室	54	221	21		54	221	21	
				計	241	939	1,535	1,440	257	963	1,651	1,379
	O歳	34. 9%		量の見込み	289	997	1,924	2,208	312	1,028	2,040	2,110
	1-2歳	47. 1%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	262	887	1,924	134	285	918	2,040	117
南区	3-5歳(2号)	60. 9%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,899				1,791
	(1号)	39. 1%	方 策	地域型保育·横浜保育室	27	110	0		27	110	0	
				計	289	997	1,924	2,033	312	1,028	2,040	1,908
	O歳	30. 7%		量の見込み	352	1,296	2,515	2,043	354	1,296	2,490	1,975
进	1-2歳	53. 4%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	330	1,158	2,510	1,542	332	1,158	2,485	1,583
港南区	3-5歳(2号)	59. 6%	確 保·	確認を受けない幼稚園				1,091				801
<u> </u>	(1号)	40. 4%	方 策	地域型保育·横浜保育室	22	138	5		22	138	5	
				計	352	1,296	2,515	2,633	354	1,296	2,490	2,384
	O歳	34. 4%		量の見込み	352	1,278	2,388	2,141	384	1,346	2,423	2,086
保十	1-2歳	52. 2%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	317	1,177	2,388	517	333	1,213	2,423	454
保土ケ谷区	3-5歳(2号)	56. 8%	確 保	確認を受けない幼稚園				2,712				2,449
区	(1号)	43. 2%	方 策	地域型保育・横浜保育室	35	101	0		51	133	0	
				計	352	1,278	2,388	3,229	384	1,346	2,423	2,903
	O歳	27. 2%		量の見込み	370	1,425	2,668	2,842	372	1,446	2,682	2,787
	1-2歳	50. 8%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,227	2,662	2,432	326	1,264	2,682	2,522
旭区	3-5歳(2号)	55. 3%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,357				871
	(1号)	44. 7%	方 策	地域型保育·横浜保育室	51	198	6		46	182	0	
				計	370	1,425	2,668	3,789	372	1,446	2,682	3,393
	0歳	26. 5%		量の見込み	266	1,007	1,873	2,094	277	1,046	1,885	1,926
石絲	1-2歳	48. 2%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	238	918	1,873	45	238	925	1,885	38
磯 子 区	3-5歳(2号)	54. 3%	確 保	確認を受けない幼稚園		$\overline{}$	$\overline{}$	1,922			$\overline{}$	1,842
	(1号)	45. 7%	方策	地域型保育·横浜保育室	28	89	0		39	121	0	
				āt	266	1,007	1,873	1,967	277	1,046	1,885	1,880

単位:人)	6年度					E pêr	54			F.E	49	9
E	1号	2号	号	3	1号	2号	导	3	1号	2号	号	3
-	3-5 ±	3-5	1-2	0歳	3-5	3-5	1-2	0歳	3-5	3-5	1-2	0歳
	2,951	4,816	2,670	776	3,213	4,629	2,597	738	3,490	4,444	2,525	700
	1,919	4,814	2,441	720	1,733	4,627	2,368	682	1,552	4,442	2,296	644
供 見区	1,032			/	1,159	/	/	$\overline{}$	1,280			/
×		2	229	56		2	229	56		2	229	56
	2,951	4,816	2,670	776	2,892	4,629	2,597	738	2,832	4,444	2,525	700
	2,183	3,578	2,070	580	2,324	3,490	2,025	559	2,482	3,403	1,980	537
3a	610	3,571	1,838	534	628	3,483	1,793	513	646	3,396	1,748	491
神奈川区	1,573	/		/	1,543	/		/	1,513			/
区		7	232	46		7	232	46		7	232	46
	2,183	3,578	2,070	580	2,171	3,490	2,025	559	2,159	3,403	1,980	537
	934	1,570	934	253	1,029	1,492	883	240	1,127	1,413	830	225
	843	1,570	824	224	694	1,492	773	211	553	1,413	720	196
西区	91			/	214	/		/	330			/
_		0	110	29		0	110	29		0	110	29
	934	1,570	934	253	908	1,492	883	240	883	1,413	830	225
	1,194	1,998	1,033	303	1,352	1,883	1,011	289	1,515	1,767	987	273
	364	1,998	856	251	363	1,883	834	237	359	1,746	766	219
中区	830			/	894	/		/	959			
_		0	177	52		0	177	52		21	221	54
	1,194	1,998	1,033	303	1,257	1,883	1,011	289	1,318	1,767	987	273
	1,532	2,386	1,120	383	1,717	2,272	1,090	358	1,918	2,156	1,059	335
	75	2,386	1,010	356	88	2,272	980	331	102	2,156	949	308
南区	1,457			$\overline{}$	1,570	/	$\overline{}$		1,681			$\overline{}$
_		0	110	27		0	110	27		0	110	27
	1,532	2,386	1,120	383	1,658	2,272	1,090	358	1,783	2,156	1,059	335
	1,636	2,413	1,295	360	1,731	2,440	1,296	358	1,848	2,465	1,296	356
	1,471	2,413	1,184	339	1,548	2,440	1,185	337	1,585	2,460	1,158	334
港南口	165	\backslash		/	338	/	/	\setminus	550			/
×		0	111	21		0	111	21		5	138	22
	1,636	2,413	1,295	360	1,886	2,440	1,296	358	2,135	2,465	1,296	356
	1,924	2,529	1,551	481	1,958	2,493	1,482	448	2,010	2,458	1,414	416
保中	279	2,529	1,306	374	335	2,493	1,285	365	393	2,458	1,249	349
土ヶ谷区	1,645				1,916			/	2,184			/
K		0	245	107		0	197	83		0	165	67
	1,924	2,529	1,551	481	2,251	2,493	1,482	448	2,577	2,458	1,414	416
	2,204	2,726	1,511	379	2,385	2,710	1,488	376	2,580	2,696	1,467	374
	2,204	2,726	1,330	331	2,461	2,710	1,319	331	2,532	2,696	1,275	326
旭区	0				140				465			
		0	181	48		0	169	45		0	192	48
	2,204	2,726	1,511	379	2,601	2,710	1,488	376	2,997	2,696	1,467	374
	1,617	1,921	1,161	308	1,702	1,909	1,124	299	1,797	1,897	1,085	288
120	21	1,921	946	238	26	1,909	939	238	32	1,897	932	238
磯 子 区	1,596				1,680			/	1,761			\angle
_		0	215	70		0	185	61		0	153	50
	1,617	1,921	1,161	308	1,706	1,909	1,124	299	1,793	1,897	1,085	288

				年度		2章	度			3≜	度	
区	年齢	ニーズ 割合		給付認定区分	3	号	2号	1号	3	号	2号	1号
		制百		年齢	O蔵	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	O蔵	1-2 歳	3-5 歳	3-5 歳
	O歳	26. 0%		量の見込み	308	1,044	2,131	2,160	299	1,056	2,151	2,067
_	1-2歳	49. 2%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	304	990	2,131	1,206	295	1,002	2,151	1,312
金沢区	3-5歳(2号)	58. 6%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,217				896
K	(1号)	41. 4%	方策	地域型保育・横浜保育室	4	54	0		4	54	0	
				計	308	1,044	2,131	2,423	299	1,056	2,151	2,208
	O歳	32. 2%		量の見込み	866	3,239	4,965	4,430	905	3,370	5,219	4,162
>#E	1-2歳	62. 2%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	725	2,707	4,887	2,237	763	2,861	5,141	2,224
港北区	3-5歳(2号)	65. 8%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,827				1,601
K	(1号)	34. 2%	方策	地域型保育・横浜保育室	141	532	78		142	509	78	
			214	計	866	3,239	4,965	4,064	905	3,370	5,219	3,825
	O歳	30. 2%		量の見込み	361	1,281	2,391	2,233	372	1,319	2,392	2,197
	1-2歳	53. 3%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,077	2,391	1,385	319	1,077	2,392	1,276
緑区	3-5歳(2号)	55. 9%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,506				1,364
	(1号)	44. 1%	方策	地域型保育・横浜保育室	42	204	0		53	242	0	
			210	計	361	1,281	2,391	2,891	372	1,319	2,392	2,640
	O歳	32. 9%		 量の見込み	543	1,984	3,650	4,139	579	2,026	3,757	3,932
_	1-2歳	47. 7%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	462	1,676	3,641	3,499	498	1,718	3,748	4,475
青葉区	3-5歳(2号)	56. 4%	確 保	確認を受けない幼稚園				1,417				0
K	(1号)	43. 6%	方策	地域型保育・横浜保育室	81	308	9		81	308	9	
			-14	計	543	1,984	3,650	4,916	579	2,026	3,757	4,475
	O歳	29. 7%		量の見込み	452	1,704	2,847	3,460	453	1,668	2,830	3,249
±zn	1-2歳	47. 1%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	400	1,399	2,835	1,721	405	1,396	2,818	1,835
都筑区	3-5歳(2号)	50. 1%	確保	確認を受けない幼稚園				2,256				1,840
区	(1号)	49. 9%	方策	地域型保育·横浜保育室	52	305	12		48	272	12	
			-	計	452	1,704	2,847	3,977	453	1,668	2,830	3,675
	O歳	29. 5%		量の見込み	547	1,931	3,507	3,746	567	2,040	3,595	3,671
_	1-2歳	54. 1%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	483	1,737	3,507	953	483	1,796	3,595	1,069
戸塚区	3-5歳(2号)	56. 8%	確保	確認を受けない幼稚園				2,527				2,275
K	(1号)	43. 2%	方策	地域型保育・横浜保育室	64	194	0		84	244	0	
			-14	計	547	1,931	3,507	3,480	567	2,040	3,595	3,344
	O歳	33. 7%		量の見込み	168	586	1,133	1,393	183	602	1,141	1,354
	1-2歳	49. 2%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	143	515	1,133	1,224	153	521	1,141	1,091
栄区	3-5歳(2号)	53. 1%	確 保	確認を受けない幼稚園				555				501
	(1号)	46. 9%	方策	地域型保育・横浜保育室	25	71	0		30	81	0	
				計	168	586	1,133	1,779	183	602	1,141	1,592
	O歳	28. 3%		量の見込み	262	969	1,928	1,523	263	938	1,907	1,495
	1-2歳	44. 8%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	235	880	1,928	1,707	236	849	1,907	1,731
泉区	3-5歳(2号)	59. 4%	確 保	確認を受けない幼稚園				213				24
	(1号)	40. 6%	方策	地域型保育·横浜保育室	27	89	0		27	89	0	
				計	262	969	1,928	1,920	263	938	1,907	1,755
	0歳	21. 9%		量の見込み		679	1,368	1,437	167	711	1,384	1,426
: ≭ 5	1-2歳	52. 9%		認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	140	547	1,351	1,568	140	557	1,367	1,684
瀬 谷 区	3-5歳(2号)	55. 9%	確 保	確認を受けない幼稚園				845				408
区	(1号)	44. 1%	方策	地域型保育·横浜保育室	27	132	17		27	154	17	
				計	167	679	1,368	2,413	167	711	1,384	2,092

K							12.00			2.44.0	8.0	12
K	1号	F度 2号	64 号	2	1号	2号	5억 몽	2	1号	F度 2号	- 44 号	2
	3-5	3-5	1-2	0歳	3-5	3-5	1-2	0歳	3-5	3-5	1-2	0佳
	賁	度	食		産	食	益		意	度	産	
-	1,562	2,210	1,090	270	1,710	2,191	1,080	281	1,874	2,171	1,068	290
金	1,381	2,210	1,036	266	1,400	2,191	1,026	277	1,377	2,171	1,014	286
金沢区	181		/	/	378	/			616			
		0	54	4		0	54	4		0	54	4
	1,562	2,210	1,090	270	1,778	2,191	1,080	281	1,993	2,171	1,068	290
	3,109	5,982	3,761	1,020	3,435	5,727	3,632	983	3,763	5,473	3,501	944
	2.096	5.922	3,292	893	2,153	5,667	3,163	856	2,196	5,413	3,026	811
港北区	1,013				1,194	/			1,390			
🗷		60	469	127		60	469	127		60	475	133
1	3,109	5,982	3,761	1,020	3,347	5,727	3,632	983	3,586	5,473	3,501	944
	1,889	2,395	1,435	403	1,966	2,394	1,395	394	2,065	2,393	1,357	383
1	936	2,395	1,077	319	1,051	2,394	1,077	319	1,165	2,393	1,077	319
緑区	953				1,087				1,224			
×		0	358	84	-,007	0	318	75		0	280	64
1	1,000			403	2100				2200			
-	1,889	2,395	1,435		2,138	2,394	1,395	394	2,389	2,393	1,357	383
-	3,154	4,079	2,150	686	3,373	3,971	2,110	651	3,638	3,864	2,068	615
青葉	3,154	4.070	1,837	602	3,593	3,962	1,797	567	4,034	3,855	1,760	534
薬区	0		_	_	0	_	_		0		_	_
		9	313	84		9	313	84		9	308	81
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$	3,154	4,079	2,150	686	3,593	3,971	2,110	651	4,034	3,864	2,068	615
	2,769	2,780	1,562	454	2,900	2,796	1,596	455	3,062	2,813	1,632	454
叔	1,934	2,780	1,390	420	1,941	2,796	1,424	421	1,908	2,801	1,360	406
都筑区	835				1,130				1,465			
		0	172	34		0	172	34		12	272	48
	2.769	2,780	1,562	454	3,071	2.796	1,596	455	3,373	2,813	1,632	454
	2,935	3,859	2,365	625	3,162	3,771	2,258	607	3,412	3,683	2,149	587
1 _	1,341	3,859	1,973	483	1,263	3,771	1,914	483	1,172	3,683	1,855	483
厚塚	1,594				1,809	/			2,036			$\overline{}$
K		0	392	142		0	344	124		0	294	104
1	2.935	3,859	2.365	625	3,072	3,771	2,258	607	3,208	3,683	2.149	587
	1,029	1,164	649	226	1,119	1,157	634	213	1,232	1,149	618	198
1	697	1,164	539	181	828	1,157	534	173	959	1,149	527	163
業区	332	/	/		390		/		446	/	/	_
×	302	0	110	45	350	0	100	40	140	0	91	35
1	1,000		100000	10000	1010	1,157	634	1966	1.405	10000		200
	1,029	1,164	649	226	1,218			213	1,405	1,149	618	198
1	1,261	1,844	845	268	1,317	1,865	876	265	1,398	1,886	907	264
	1,261	1,844	756	241	1,425	1,865	787	238	1,590	1,886	818	237
泉区	0	/		/	0	/	/		0		/	_
1		0	89	27		0	89	27		0	89	27
	1,261	1,844	845	268	1,425	1,865	876	265	1,590	1,886	907	264
	1,131	1,433	805	166	1,228	1,416	775	167	1,315	1,400	743	167
265	1,131	1,423	594	139	1,450	1,406	582	140	1,700	1,383	567	140
瀬 谷 区	0	/	/	/	0	/			71	/	/	/
×		10	211	27		10	193	27		17	176	27
1	1,131	1,433	805	166	1,450	1,416	775	167	1,771	1,400	743	167

2 地域子ども・子育て支援事業

子どす	も・子育て支援法上の事業名	本市事業	基本施策
(1)	妊婦に対して健康診査を実 施する事業	○妊婦健康診査事業	5
(2)	乳児家庭全戸訪問事業	〇こんにちは赤ちゃん訪問事業	5
(3)	子育て短期支援事業	〇ショートステイ、トワイライトステイ 〇母子生活支援施設緊急一時保護事業	7, 8
(4)	養育支援訪問事業及び要保 護児童対策地域協議会その 他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業	〇育児支援家庭訪問事業 〇養育支援家庭訪問事業 〇要保護児童対策地域協議会	5, 8
(5)	病児保育事業	〇病児保育事業	1
(6)	利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー○保育・教育コンシェルジュ○母子保健コーディネーター	1、5、6
(7)	時間外保育事業	○延長保育事業(夕延長)	1
(8)	放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ(一部)	2
(9)	地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点○親と子のつどいの広場○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	6
(10)	一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での一時預かり ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり事業 ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム事業 ○24 時間型緊急一時預かり ○休日一時保育	1、6

[※]地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参集促進・ 能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

(6) 利用者支援に関する事業

	本市事業		E	(基本型:村		ペートナー、 シェルジュ、	·)
	対象年齢				0歳~5歳		
	単位			実加	色箇所数(か)	所)	
	年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	横浜子育てパートナー	量の見込み	27	27	27	27	27
	(現代) 月 (パーツ)	確保方策	23	24	25	26	27
全市	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
7.11	WH 1017777	確保方策	18	18	18	18	18
	 母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
		量の見込み	2	2	2	2	2
	横浜子育てパートナー	確保方策	1	2	2	2	2
*****	保育・教育コンシェルジュ 母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
神奈川区		確保方策	1	1	1	1	1
		量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
	(現)人 1月 (パープ)	確保方策	1	1	1	1	1
西区	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
	WH 1017777	確保方策	1	1	1	1	1
	 母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
	7117	確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み]]]]]
		確保方策	1	1	1	1	1

	年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
港南区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2 1	2 1	2 1	2	2
保土ケ谷区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2 1	2 1	2	2	2
旭区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1 1	1	1	1	1 1
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	1 1	1	1	1	1 1
金沢区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2	2	2	2	2
港北区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1 1	1	1	1	1
_	横浜子育てパートナー	量の見込み 確保方策	2	2		2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み 確保方策	1	1	1	1	1

	年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
	(横浜丁月 (パード) 一	確保方策	2	2	2	2	2
青葉区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
月米区	休月・秋月コンフェルフェ	確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
	母」体促コープイヤープ	確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
	RACTH CO. 17	確保方策	2	2	2	2	2
都筑区	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
HI-95E	WH 2017/77	確保方策	1	1	1	1	1
	 母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
	71 NWC- 711 7	確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
	R/X I II CO T T T	確保方策	2	2	2	2	2
戸塚区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
7 %	母子保健コーディネーター	確保方策	1	1	1	1	1
		量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
	RACTH CO. 17	確保方策	1	1	1	1	1
栄区	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
X.E	WH JYH - 2 2 - 77 2 -	確保方策	1	1	1	1	1
	 母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
	71 NWC- 711 7	確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
	12/27 17 C 1 7	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
<i></i>	N11 3X11 7 7 7	確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
	7 PINAL 7 1 1 7	確保方策	1	1	1	1	1
	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	 保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

(7) 時間外保育事業

本市	事業		延長	保育事業(タ延	[長]	
対象	年齢			0歳~5歳		
単	位		禾	引用者数(人/月)	
年	度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
포끼	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756
	確保方策	620	655	688	723	756
神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569
1130711	確保方策	467	492	518	543	569
西区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247
中区	量の見込み	250	264	278	291	305
	確保方策	250	264	278	291	305
南区	量の見込み	308	325	342	359	376
1012	確保方策	308	325	342	359	376
港南区	量の見込み	319	337	354	372	389
7811112	確保方策	319	337	354	372	389
保土ケ谷区	量の見込み	368	388	409	429	449
<u> </u>	確保方策	368	388	409	429	449
旭区	量の見込み	388	409	430	452	473
, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	確保方策	388	409	430	452	473
磯子区	量の見込み	297	313	329	346	362
,,x , , , ,	確保方策	297	313	329	346	362
金沢区	量の見込み	294	310	326	342	358
並バビ	確保方策	294	310	326	342	358
港北区	量の見込み	764	806	848	890	932
764012	確保方策	764	806	848	890	932
緑区	量の見込み	347	366	385	404	423
柳水區	確保方策	347	366	385	404	423
青葉区	量の見込み	577	609	641	672	704
	確保方策	577	609	641	672	704
都筑区	量の見込み	434	458	481	505	529
ni-9tin	確保方策	434	458	481	505	529
戸塚区	量の見込み	554	585	615	646	676
,	確保方策	554	585	615	646	676
栄区	量の見込み	175	184	194	203	213
大臣	確保方策	175	184	194	203	213
泉区	量の見込み	248	261	275	288	302
水 巴	確保方策	248	261	275	288	302
瀬谷区	量の見込み	203	214	225	236	247
潤谷区	確保方策	203	214	225	236	247

(10) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

本市事業			(イ) 幼稚園(預(ウ) 幼稚園(一(エ)) 横瀬県一(大) 親と子のつ(キ) 横 時間 間 (カ) 24時間型間(ケ) 休日一時(ア)・(イ):3~	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ) 保育所(一時保育) (エ) 横浜保育室(一時保育) (オ) 乳幼児一時預かり事業 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり (キ) 横浜子育てサポートシステム (ク) 24時間型緊急一時預かり (ケ) 休日一時保育 (ア)・(イ):3~5歳 (ウ) へ(カ)・(ク)・(ケ):0~5歳							
	単位				延べ利用者数(人/年)						
年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
		量の見込み		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227			
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227			
		量の見込み		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1.415.580			
	幼稚園(2号)	確保方策	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580			
		量の見込	<u>ー</u>	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517			
		포까//	計	331,169	348,006	364,843	381,680	398.517			
全市			ゥ	145.936	151,406	152.216	157.096	158.680			
	^{宝巾}		ī	2,970	1,942	1,916	526	526			
		確保方策		106,335	115,851	129,029	139,445	151,721			
	C 45 12		カ	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600			
			+	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898			
			· ク	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558			
			ケ	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534			
		量の見込み		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238			
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238			
		量の見込み		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524			
	幼稚園(2号)	確保方策	1	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524			
		量の見込み		32.042	34,148	36,254	38,360	40,467			
			計	32,042	34,148	36,254	38,360	40,467			
鶴見区			ゥ	12,246	15,067	16,934	18,583	18,988			
			エ	963	9	9	1	1			
	その他	7th / 77 - 1 - 1 - 1	オ	14,568	14,568	14,568	14,568	16,032			
		確保方策	カ	170	170	170	398	398			
			+	4,000	4,237	4,474	4,710	4,946			
			ク	0	0	0	0	0			
			ケ	95	97	99	100	102			
	幼班国/4日 \	量の見込み	-7	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500			
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500			
	分が国(2日)	量の見込み	,	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400			
	幼稚園(2号)	確保方策	1	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400			
		量の見込み		20,102	23,559	27,016	30,472	33,928			
			計	20,102	23,559	27,016	30,472	33,928			
神奈川区			ゥ	9,667	12,674	12,755	12,852	15,860			
			エ	18	18	18	0	0			
	その他	確保方策	オ	3,660	3,660	6,588	9,516	9,516			
		唯休刀束	カ	170	170	170	170	170			
			+	5,849	6,284	6,718	7,152	7,586			
			ク	685	699	712	726	739			
			ケ	53	54	55	56	57			

_	力稚園(1号)	量の見込み確保方策	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	100==
幼			,		0,010	0,007	9,721	10,075
	h稚園(2号)	旦の日りな		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075
	J推图(2 <i>5)</i>	量の見込み	,	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014
西区		確保方策	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014
西区		量の見込み		11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
西区			計	11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
			ウ	5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
			エ	0	0	0	0	0
	その他	7th / 🗆 🛨 h/s	オ	4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
		確保方策	カ	103	103	103	103	103
			+	1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
,,	7" E / . C \	量の見込み		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153
幼)稚園(1号)	確保方策	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153
	LT4 ET / 2 C .	量の見込み	,	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685
幼	h稚園(2 号)	確保方策	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685
		量の見込み		13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
			計	13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
中区			ゥ	4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
			エ	2	2	2	2	2
	その他	確保方策	オ	6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
			カ	297	297	297	297	297
			+	2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
		量の見込み		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153
幼)稚園(1 号)	確保方策	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153
		量の見込み		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913
幼)稚園(2 号)	確保方策	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913
		量の見込み		16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
			計	16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
南区			ゥ	9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
			エ	0	0	0	0	0
	その他	T-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	オ	4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
		確保方策	カ	620	620	620	620	620
			+	1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	76	78	79	81	82
,,	· # 国 / 4 日 >	量の見込み		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862
幼)稚園(1 号)	確保方策	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	量の見込み	,	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770
幼)稚園(2 号)	確保方策	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770
		量の見込み		12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
			計	12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
港南区			ウ	9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
	その他		エ	36	36	36	0	0
		Trb: / C / - /-	オ	732	2,196	2,928	3,660	5,124
		確保方策	カ	95	95	95	95	323
			+	2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
			ク	620	632	644	657	669
			ケ	30	31	31	32	33

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829
	列作图(1亏)	確保方策	,	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829
	分野国(0日)	量の見込み		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
刈作風(2	幼稚園(2号)	確保方策	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
		量の見込み		13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
			計		16,569	19,199	21,829	24,459
保土ケ谷区			ウ	11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
			エ	0	0	0	0	0
	その他	地口十年	オ	0	2,196	3,660	5,124	6,588
		確保方策	カ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
			+	1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
	幼稚園(1号)	量の見込み	7	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766
	少/作图(「亏)	確保方策	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766
	幼稚園(2号)	量の見込み	1	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
	初作图(2万)	確保方策	1	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
		量の見込み		9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
			計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
旭区			ウ	4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
			エ	90	90	90	0	0
	その他	確保方策	オ	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
			カ	643	643	643	643	643
			+	2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
	幼稚園(1 号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138
	李州(图(19)	確保方策	,	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138
	幼稚園(2号)	量の見込み	1	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
	-95 TEELS (2 · 57)	確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
		量の見込み		12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
			計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
磯子区			ゥ	8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
	7 - W		エ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0	0	0	0
	その他	確保方策	オ	1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
			カ	276	504	504	504	504
			+	2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
			ク	0	0	0	0	0
		旦の日 り 7:	ケ	30 15 700	15.067	14 426	12.705	12 144
	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709 15,700	15,067 15,067	14,426	13,785	13,144
		確保方策 量の見込み		15,709	15,067	14,426 75,106	13,785	13,144
	幼稚園(2 号)	重の見込み 確保方策	1	73,274	74,235 74,235	75,196 75,196	76,157 76,157	77,118 77,119
				73,274 18,169	74,235 17,760	75,196 17,350	76,157 16,940	77,118 16,530
		量の見込み	計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
金沢区	<u>×</u>	ウ	9,727	9,278	6,631	6,180	2,801	
亚//(区			エ	9,727	9,276	0,031	0,160	2,801
	その他		オ	4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
	C 07 (E	確保方策	カ	4,173	4,173	432	432	432
			キ	3,805	3,845	3,886	3,927	
			ク	3,805			3,927	3,968
			ケ	30	0	30		30
			ブ	ა0	30	30	30	30

	年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	从班里 (4日)	量の見込み	-	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140
	/+#E/20)	量の見込み	,	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902
	幼稚園(2号)	確保方策	1	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902
		量の見込み		43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
		111111111111111111111111111111111111111	計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
港北区			ウ	12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
			エ	177	103	103	103	103
	その他	地口十年	オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
		確保方策	カ	668	668	668	668	668
			+	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
			ク	0	0	0	50	150
			ケ	784	800	815	831	846
	小班国(4日)	量の見込み	7	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425
	幼稚園(2号)	量の見込み	1	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839
	少元性图(2万)	確保方策	-1	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839
		量の見込み		13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
			計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
緑区			ウ	2,749	2,211	1,674	1,136	598
		也確保方策	エ	10	10	10	10	10
	その他		オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
			カ	480	480	480	480	480
			+	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	501	511	520	530	540
	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701
	幼稚園(2 号)	量の見込み	1	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492
		量の見込み		33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
丰井豆			計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
青葉区			ウェ	10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
	その他		オ	12 507	12.547	12.400	12 440	12 200
	との他	確保方策	カ	13,597 595	13,547 595	13,499 595	13,449 595	13,399 595
			ナ	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
			ク	0,100	0,041	7,094	0	7,002
			ケ	395	402	410	418	426
		量の見込み		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916
	幼稚園(1号)	確保方策	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916
		量の見込み		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952
	幼稚園(2 号)	確保方策	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952
		量の見込み		26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
		里の兄込み	計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
都筑区	都筑区		ウ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
			I	828	828	802	0	0
	その他		オ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
		確保方策	カ	601	601	601	601	601
			+	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	31	31	32	33

,				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119
	列作图(15)	確保方策	,	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119
	小班国(0日)	量の見込み	,	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679
	幼稚園(2 号)	確保方策	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679
		量の見込み		20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
			計	20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
戸塚区			ウ	11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
			エ	410	410	410	410	410
	その他	T# 10 + 5#	オ	5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
		確保方策	カ	167	167	395	395	395
			+	3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	135	137	140	143	145
	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161
	少け性圏(「石)	確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161
	幼稚園(2号)	量の見込み	1	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564
	タリル (4.47)	確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564
		量の見込み		9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
			計	9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
栄区			ウ	4,546	3,473	2,399	1,325	251
			エ	0	0	0	0	0
	その他	確保方策	オ	3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
			カ	136	136	136	136	136
			+	1,083	1,028	974	920	866
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
:	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630
l -		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630
:	幼稚園(2号)	量の見込み	1	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163
-		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163
		量の見込み	=L	13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
泉区			計 ウ	13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
水丘			-/- -T	7,746	8,854	9,962	11,070	12,178 0
	その他		オ	3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
	C 07 16	確保方策	カ	634	634	634	634	634
			+	1,473	1,565	1,657	1,749	1,840
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30
		量の見込み		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277
:	幼稚園(1号)	確保方策	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277
	/LT# ET / . = :	量の見込み		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525
	幼稚園(2号)	確保方策	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525
		量の見込み		9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
			計	9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
瀬谷区			ウ	3,086	2,321	1,557	1,230	466
			エ	436	436	436	0	0
	その他	Tセ/ロナゲ	オ	5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
		確保方策	カ	294	294	294	294	294
			+	323	322	320	318	317
			ク	0	0	0	0	0
			ケ	30	30	30	30	30

第6章 計画の推進体制等について

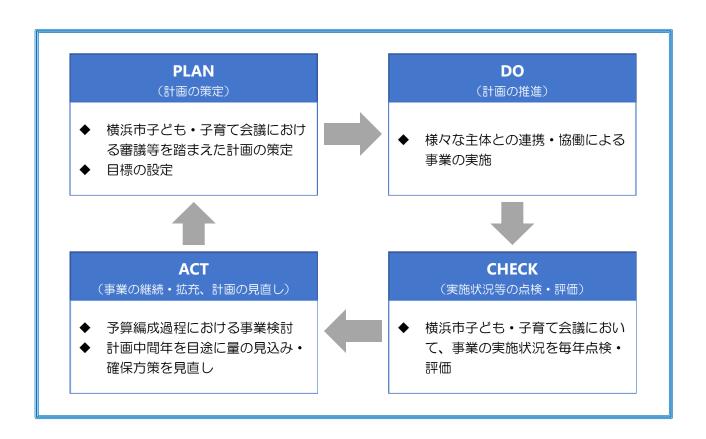
1 計画の点検・評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の 実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について 毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見 直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてきました。

第2期計画の推進にあたっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表 します。



2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会 町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組 織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々 な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議 で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によ るグループトークを市内全区で開催するなど、幅広くご意見をいただきました。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が 社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら 計画を推進していきます。

3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、 児童福祉士、保健師、助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけではなく、子育て経験者やボランティア、地縁組織など地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置や、分野別の相談機関の設置など、情報の提供・支援相談体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、各制度の案内など、幅広く周知に取り組んできました。
- 一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声 や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者 への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育で情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化や業務支援、マイナポータルによる行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- 今後計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

第7章 参考資料

1 利用ニーズ把握のための調査

(1)調査の目的

第2期計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2)調査の種類

- ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

(3)抽出方法•抽出(発送)数

住民基本台帳から無作為抽出(世帯重複がないよう抽出)

ア 未就学児調査 62,677 人

イ 小学生調査 66,358 人

合計 129,035人

(4)調査期間

平成30(2018)年6月14日~7月10日

(5)調査票の回収状況

ア 未就学児調査 回収数 28,721 (回収率 45.8%)

イ 小学生調査 回収数 30,738 (回収率 46.3%)

合計 回収数 59,459 (回収率 46.1%)

(6) 主な調査項目

○家族の状況 ○保護者の就労状況 ○放課後の過ごし方 ○子育ての悩み事・相談先

○教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向 等

2 子育て中の方によるグループトーク

(1)目的

第2期計画を策定するにあたり、子育て中の方々から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気付き」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

(2) 名称

グループトーク「みんなで話そう!横浜での子育て」

(3) 実施時期

平成30(2018)年10月から平成31(2019)年1月

(4)参加者数

合計 201 人 (18 区合計)

(5) 主な内容

横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合い ました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩(自分にできること)」

※ニーズ調査結果報告書及びグループトーク開催報告はこども青少年局ホームページに掲載しています。

無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の 質の確保・向上に向けた取組について

1 趣旨

○認可外保育施設や認可外の居宅訪問型保育事業(以下、ベビーシッター)については、今年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施の際に、指導監督基準を満たすことを条件に無償化の対象とすることとされ、併せて、基準を満たしていない認可外保育施設等も、経過措置として5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとされました。

○無償化の対象とするにあたり、国は、近く指導監督基準を改定する予定としています。その中で、これまで主眼とされてきた施設型の認可外保育施設の基準に加え、ベビーシッターについて、資格要件や事業特性に応じた基準が整備される見通しです。

○本市としても、認可外保育施設を利用している児童が多くいること、ベビーシッターの数も増加していること等から、国の新たな基準に合わせた指導の実施等に加え、無償化の実施を契機として、認可外保育施設・ベビーシッターの一層の質の確保・向上を図ることが必要です。

2 本市の認可外保育施設とベビーシッター数等

○認可外保育施設

(各年4月1日)

	H29	Н30	H31
施設数	278	310	339

利用児童数: 5,880人(H31年4月)

○ベビーシッター

(各年4月1日)

	H29	H30	Н31
事業者数	84	170	230

利用児童数: 461人(H31年4月)

3 現状と課題

(1) 保育中の乳幼児の死亡事故や乳幼児のけがの傾向

内閣府によると、平成30年の全国の保育施設などでの乳幼児の死亡事故が9件あり、うち6件が認可外保育施設での事故でした。9件のうち8件が睡眠中の死亡事故であり、認可外保育施設の死亡事故6件はすべて睡眠中の事故でした。

また、子どものけがによる救急搬送理由について、0歳、1歳は「転倒」と「転落」の割合が高く(※)なっています。

※東京消防庁「救急搬送データ」(2012-2016) 0歳:42.4%、1歳:51.1%

保育施設では、睡眠中の死亡事故が発生していることや、乳幼児期は、歩行が不安定であり転倒・ 転落が重大事故につながりやすいため、認可外保育施設に対しても、安全面に十分に配慮した保育 環境づくりを支援することが重要です。

(2) 保育の質の確保・向上

ア ベビーシッターの現状

平成 31 年 4 月 1 日に届出が出されている 230 の事業者から 395 人のベビーシッターが登録されています。そのうち 266 人が無資格者となっています。

○登録者の資格等の状況

(H31年4月1日)

	保育士	看護師	子育て支援員等	無資格	合計
人数	95 人	7人	27 人	266 人	395 人
割合	24.1%	1.8%	6.8%	67.3%	100%

無償化の対象となるための事業者の資格要件(※)が新たに定められたことから、できるだけ速 やかに資格要件を満たすことができるよう支援することが必要です。

※5か年の経過措置期間中は、資格要件を満たさない場合も無償化の対象

イ 認可外施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設の状況等

国の認可外施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も、経過措置として5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとなりました。

(ベビーシッターの基準は国において検討中ですが、経過措置については認可外保育施設と同じ 取扱いとなる見込みです。)

○認可外保育施設の基準適合状況

(平成30年4月1日時点)

		施設数	利用人数
届出	日対象認可外保育施設	224 施設	3,708人
内	証明書(※)交付している施設	141 施設	2,918 人
訳	証明書を交付していない施設	83 施設	790 人

※国の指導監督基準を満たす施設に対し交付

基準を満たしていない施設は経過措置期間中できるだけ速やかに基準を満たすことや、基準を満たす施設を含め、一層の質の向上を図るための支援が必要です。

本市等が実施する研修等を受講する機会を増やしていくことや、認可外保育施設の実態に合わせた研修の実施、参加を促す仕組みづくり、研修等の情報提供の充実が必要です。

ウ 巡回訪問事業

平成30年度から、重大事故防止と保育の質の向上を目的として、園長経験者等が2名ずつ保育施設を訪問し、啓発、助言を行うと共に施設からの相談を受ける巡回訪問事業を実施しています。 ○認可外保育施設への巡回訪問数

	訪問員実数	認可外保育施設数	訪問施設数	訪問割合累計
平成30年度(実績)	3人	310 施設	23 施設	7.4%
令和元年度 (予定)	5人	339 施設	137 施設	47. 2%

無償化の対象となったことをふまえ、令和元年度から認可外保育施設の訪問数を増やしていますが、認可外保育施設への訪問を一層強化していくことが必要です。

(3) 利用者への情報提供

認可外保育施設については、届出情報、各施設への立入調査の結果、認可外保育施設指導監督 基準を満たした施設についての証明書交付状況などの情報提供をしています。

ベビーシッターについては、現在各区に届出をすると事業を開始できますが、利用者にとって 事業者の情報が多くありません。

国においても、全国共通のフォーマットを用い、施設基本情報、指導監督基準適合証明書の交付の有無、設備情報などについて情報を公開するとしていいますが、市としても、更に、利用者の選択に資する情報が届ける仕組みが必要です。